源氏物語抄

一

校正譯注源氏物語餘釋一之巻目録

桐壺巻

女御 一丁ウ
あまたきこえさせ給ひし 二丁オ
楊貴妃のためしも
ゐのをとこもこころをつくす
ちうけの君
きぶをのこめ
うちさし 五丁オ
いやしきまぶをもて
御そくまぎ ロウ
をきさきなどの
てゞうはの宣旨 七丁オ
例のさわう ロウ
ちひふなりあるんを
ゆゞひの命婦 八丁オ
みあくまわて
松のおりもん半ゞふ
ゆゝみ上人

○余尺目

更衣
あかつきふもかる半のおこりふこそ ロウ
小めろ 三丁ウ
よせおわく 四丁オ
坊ゐを
出つゞみハきりはゞたり
ゆゝどのの ロウ
えをさ〜ぬめぐろ 六丁オ
く〜ぶろさ
みやを所
いうまりもハ
愛宕とりの西
ちゞ宰さき
やへむぐら
内侍のすけ ロウ
おすぶむ〜のろ
はさう拔〜、一ぐ 九丁オ

ぜんぜん上の調度 九丁オ
まつまつごと ロウ
なつかうらうらくびかりしをあげ 出るに
右近のつるされとのゐまうしのあう
あさがれひ
ふくちびめ
宮ゐのみうどれはいまつめ ロウ
ゑのはやとあうく
すくちう ロウ
三代のこやづく
ゑうるゐん 十三丁オ
はえ後 ロウ
いしくくて
大義つくくく人
さふくひよまうでゐひく
内侍宣旨うけあうり侍へく
大うちに
長橋ようつく 律儀くなる
義人所の奮 ロウ
うんじき 十六丁オ
長恨寺のゆ絵 亭子院のかをを
ゐあくくに風ゐくく 丁オ
いとおくちかどくくさ花ゆの侍方ふて
よるのおとど ロウ
大床子れおのの 十一丁オ
言葉人のまゐれる
源氏物語
毎ゐ親王の御所のよせあに 十二丁オ
先帝
名ようなとする
かぐやく日の家
穀倉院
申の時ふど
はゆ所な 十四丁オ
親王ちの侍屋のもゐふ ロウ
上の命婦 十五丁オ
はゐ一ぐう
たのはるされる
をうびつはこめ
義人の女房

さとの敷
帚木巻
名のみとどくくう 十七丁オ
なのびうにをうき半ハあくく
かくまりもれうび ロウ
そづうくぞなかまば
ちちかひなり
非参議の四位
さちうもいとぞ 十九丁オ
上ゞ上ハうちはに侍りぬ
なかくだちわ
あふさきるさ ロウ
さやうふもんてくがと
びさうあにゐさうじ ロウ
あくやけぞくくくく ロウ
はゐよみくをきて
額髪をかにさりく ロウ
ふぐりよさゐる
実ふあんよりう 九四丁オ
人あくくふなゝ
○余人目
いとぐかるすに半ども
はゐ物忌
大とるぶう
ふはぐまりうるかふも 十八丁オ
なまくめかんぐちめ
ことくれいそんやうふ ロウ
うちはひてぞまくくんもく
白きはゐ衣 二十丁オ
女ふてんなくまはく
墨つにたのりにんとかくおもはせ 九一丁オ
みくたきくがちい
おもゐまゐ浅もさくぐく 九二丁オ
あくれとも おひとうぐるふ 九三丁オ
ぐぐち
うちひろくぬく
やぐてあひてひくくあくもよくも
つくはゐをつきく ロウ
ふくまとおくく

陰附の糸 北五ウ
かごき世ぞとはこゝ〜
おり作りぬり〜 北六ウオ
をりつたなろ〜ぶ 日ウ
今一度もとゝもゝぶたの人のある附よ
むり〜拙作めて
されバうのちげみのものとゝ〜 日ウ
ほう〜ぶづき 日ウ
そうれ〜くちを〜とゝ〜子細あたあれそ作ゝる
そふのわうをこゝろさて 三十ウ
ゑさ〜ぐふのふるまひちゝる
むげふちぶいこ〜ぶ〜とあ〜んすとしもかどあ〜ん人の 北二ウオ
うこよむとゝ見る人の 北三ウオ
えあ〜ぬねを引ゆ 日ウ
中秋
おゆるぎれいこたありく 北四ウオ
さうぶのゝこより
ゑずぶ〜ぢちゝもあるゝれ
まのうゝ
なげ〜 北六ウオ

こゝろあ〜ぶ〜おれ
とゝのゝ人れいふやうゝ〜ゝんぶる〜ゝたゝく
和琴
ゑこゝの移もゝ〜
さてそれふこの河ハと向ゆくバ 北八ウオ
ゑ咲ちぶ〜るゝ〜
吉祥 天女をゐひゝげんとすゝ〜ぢ 北九ウオ
妻子
ぐく移ちの草茅 北一ウオ
たまもぢ〜きをして 日ウ
みゆ月れきち
九日のえん 北三ウオ
紀伊ちゝてもゝ〜くつゝうまたゝる人 日ウ
きぬのゆとゝおひちゝ〜くゝ〜
りゑ 北五ウオ
いづまゝういづま 日ウ
いゝづ〜ぶ〜
ゑのちゝべ

わいおゝなゝ〜ふ
ゝたなほ〜ゝふのちをゆゝとゝもゝ〜 日ウ
日もゝゝゝふて〜〜
あこ
ゆゝゝこちゝゝふせ給へり 日ウ

空蟬巻

さゝげあたすぐ〜こふて 北九ウオ
なふゝゝあ〜んうへよきゝく
ゆどあれゑあるまで
きゝゝみひゝげてふを 四十一ウ
いせをのゆすれ 日ウ

夕顔巻

六条ゝゝゝのほゝのびゆゝき 四十三ウオ
そゝ〜ゝゝ
きゝゝゝげゝゝ
ゑゝゝゝゝふて〜
ゑよりてゝゝ〜 四十五ウオ
ぐふをこゝゑ
れよいひのゆゝもゆげあく
なゝゝ屋

かやゝゝあるきゝ〜きいゝとゝて作ゝゝあゝ
うゝあゝゝゝゝゝれゆゝ紙 北七ウオ
ぬるよなゝゝゝバ 日ウ
ゑ数ゑ〜ぬふきゆよゆゝる 北八ウオ

これあゆのひとゝげさゝ
白きうすゆのひとゝげさゝ 二葉のふゝちれ 日ウ
おゝくの人ゝ 四十ウオ
ゆゝれゝゝゝ 四十二ウオ
ゑゝうをゝれたふおゝくゝゝの

ひゝげさ
ゑのゝてなゝ 日ウ
隨身
揚名 四十四ウオ
ゆゝゝゝゝゝ
むすめゝをゝさるゝゝ人よあゝゝ
さゝ〜ゝゝゝ 四十六ウオ

いそぢくるまの　三
あしたみち
おもひくおもひまさるあくがれ　ロウ
あしたの雲よ　ぬさを
ながれるかどの　四十八丁オ
ぐちあい
なぐろうあく　ろうふるゆきさあふて　ロウ
ことあるのなさくを　四十九丁オ
むらしぬぐるふて　ロウ
神楽なるこころを
さしふ楽あくまぐせとろく
ぶくいとろうして
浮名ぐしを
さきばよと
ふろしくの　ロウ
おやしやいるやしんと　五十二丁オ
うちとけで　ロウ
頭文
伊勢物語の日のつくちぶくぐる
ふあふまでのろく
ふろふもろく秋の夢ふ
あしたみち
伊勢をむさぐる身の行ふと
わきなが川
ほくぐあのあどあのしてを
をうしぐあるなかて
ぬるあしてとうぐうぐうぐ
いのちをうげく
かしろくあとめ楽しを拾ひて　五十丁オ
川のろうてあをあしひく　ロウ
けぐしひいこのひしと
すこうとびのひく山里ふ　五十一丁オ
かのゆりし院よこのをれあきしを
ふとうぬをもろく
ふかのろふもろく
四十九日　五十三丁オ
ふなくしをろく
ぬさ　ロウ
おせみの形もろく
見ん人さん　五十四丁ウ

目録終

校正譯注源氏物語餘釋一之巻

萩原廣道纂注

校正藏書

此巻ハ本文の頭書ホ入るべき事となるを其説どもの長くして書加へがたき事ども或ハ本事の故實それ〳〵れ衣服調度などやうの注せでたらあしぬ事どもあるを本文義の通ふがたき所々の考まり舊注どもかいそまるる説ないふぞやおぼゆる條ども沈論へ辨ふべき事あどを取集めて物しるなを引出る文詞の下ふかのく某丁と墨〻〻〻ぞ本文と引合せて見るべし引る舊注の紛れ

頭書ホ同じ事　見ホ

女御

一云 崐周禮云三夫人九嬪廿七世婦八十一女御此三公九卿廿七大夫八十一元士 河周禮天官云女御掌叙御于王之燕寢云 新女御

八今の夫人に當るなり女御てふ語ハ續日本後紀に八小女御從四位下藤原朝臣[illegible]子辛と初めて見えたれど是より前奈良の朝に未だ[illegible]ハ三人[illegible]ゆゑに雄畧紀に女御の字ハあれど[illegible]ハ漢文ふうにて[illegible]女[illegible]あるふうにて[illegible]ら[illegible]椒房のやうなるハ漢之 弄 女御ハ妃位以上二位三位にいたるまでなるべし 釈 女御の[illegible]紙に入楚小渚おを引て委〳〵いとれまでど今ハ畧きつ彼まをんるべし本居先生の[illegible]十三の[illegible]ふ[illegible]女御とふ班を[illegible]ふ定め[illegible]ハ[illegible]ハ伝まの[illegible]妃より[illegible]ことふ[illegible]ん雄畧天皇の[illegible]世に[illegible]援を始とふハひづとく書紀の彼ハ[illegible]ふ女御とあるハ[illegible]で撰者の例に[illegible]文よりてあまてのこと実ふ此号あり〳〵ふハあ〳〵ぞすべて彼紀ハかゝる文字ふつきて後の人の[illegible]ひまどふ[illegible]ぞう〳〵そも〳〵女御とふハ[illegible]と漢ふて王の御妻女をむろくいへる目ふて一つ定まれる号ゆゑあ〳〵ぞ[illegible]朝ふても本ハ後あり〳〵を後ふ定まるもるふハなれるべ[illegible]れ雄畧紀あるもの〳〵で御[illegible]

湖師 ハ局ふて天子の御衣をめ〳〵ふるれ[illegible]衣と云

女と〳〵ゆへるよりなり

あり漢書灌夫傳に顔師古注ふ更改也凡久坐[illegible]

更衣

一云 湖師 皆起更衣といふ衛皇后傳ゆも常起更衣子夫侍尚衣とあり本朝の[illegible]衣ハ仁明天皇

永和三年正五位上紀朝臣乙魚授從四位下為更衣是始あり河ふ委〳〵細流云仮宜の

[illegible]敬まさ[illegible]ふ[illegible]るべき上を紀あ[illegible]のむすめ

[illegible]明天皇の[illegible]紀ハ[illegible]云く更衣の字ハ漢[illegible]ふ云くまと東方朔傳ふ私置更衣注ま

[illegible]息更衣之處亦置宮人てふよりゆゑ[illegible]ハ更衣を[illegible]休息所ともいへり[illegible]

女房もにまをうめばこゝ[illegible]ふ[illegible]の[illegible]妃をも[illegible]休ふとかゝ[illegible]

い[illegible]ぐふてハ更衣といふもはまをうめる後ぞ[illegible]

あり 釈 彩叙一年ハ[illegible]衣を[illegible]休ふともいへり[illegible]

の[illegible]妃を[illegible]休ふといひ又皇子をうみなりしを[illegible]

にふうこ〳〵後ふ[illegible]息所とも[illegible]皇[illegible]

る后を大[illegible]息所とも[illegible]ふ[illegible]

あどのすを[illegible]くいそ[illegible]とおぼ〳〵[illegible]ど強説ふ似[illegible]ふ[illegible]ハ小[illegible]の説より[illegible]

むぶつまふ云続後紀ふ兼和九年正月丙申朔戊戌云是日詔授從五位下秋篠朝臣康子

正五位下无位山田宿禰近子從五位上並太上天皇更衣也とゝ[illegible]の更衣といふのハ

いづまのは代のこゝろよりみそあり[illegible]ハこまを始めそも〳〵後宮職員令ふい妃

二員右四品以上夫人三員右三位以上嬪四員右五位以上宮人とあるを中昔よりこゝろハ

こまを〳〵の号ハ絶て大〳〵妃夫人ふあるゑ[illegible]ぐあるをバ女御と〳〵嬪ふあるゑ[illegible]ぐあるをバ更衣

とせ〳〵る三代実録六の巻ふ光孝天皇更衣といふこともありてゝ[illegible]仁和三年ハ勅以更衣從

五位上藤原朝臣元善為女御中納言從三位山陰之女也とも[illegible]

記ハ更衣ハ員十二人以下不満其数尚侍宣下諸司着禁色あどいふもの[illegible]

あまのさぶらひ

四宮母 麗景殿花散姉 一人八宮 北七人也 河 延喜御代后宮 女御五人 更衣十九人 中宮以下都合

桐壺帝后宮実名露顕之分 女御三人秉名殿 更衣二人 相壺 後涼殿 后二人 微殿

[illegible]

[illegible]

楊貴妃の事

[illegible]

[illegible]

漢王重色思傾國、御宇多年求不得、楊家有女初長成、養在深閨人未識、天生麗質難自棄、一朝選在君王側、回頭一笑百媚生、六宮粉黛無顏色、春寒賜浴華清池、温泉水滑洗凝脂、侍兒扶起嬌無力、始是新恩澤時、雲鬢花顏金歩搖、芙蓉帳暖度春宵、々々苦短日高起、從此君王不早朝、承歡侍宴無閒暇、春從春遊夜專夜、後宮佳麗三千人、三千寵愛在一身、金屋粧成嬌侍夜、玉樓宴罷醉和春、姉妹弟兄皆列土、可憐光彩生門戸、遂令天下父母心、不重生男重生女、驪宮高處入青雲、仙樂風飄處々聞、緩歌謾舞凝絲竹、盡日君王看不足、漁陽鼙鼓動地來、驚破霓裳羽衣曲、九重城闕煙塵生、千乘万騎西南行、翠華搖々行復止、西出都門百餘里、六軍不發無奈何、宛轉蛾眉馬前死、花鈿委地無人收、翠翹金雀玉搔頭、君王掩面救不得、回首血淚相和流、黄埃散漫風蕭

索、雲棧縈紆登劍閣、峨嵋山下少人行、旌旗無光日色薄、蜀江水碧蜀山青、聖主朝々暮々情、行宮見月傷心色、夜雨聞鈴斷腸聲、天旋地轉廻龍馭、到此躊躇不能去、馬嵬坡下泥土中、不見玉顔空死處、君臣相顧盡沾衣、東望都門信馬歸、々來池苑皆依舊、太液芙蓉未央柳、芙蓉如面柳如眉、對此如何不淚垂、春風桃李花開夜、秋雨梧桐葉落時、西宮南苑多秋草、宮葉滿堦紅不掃、梨園弟子白髮新、椒房阿監青蛾老、々殿螢飛思悄然、孤燈挑盡未成眠、遲々鐘鼓初長夜、耿々星河欲曙天、鴛鴦瓦冷霜華重、翡翠衾寒誰與共、悠々生死別經年、魂魄不曾來入夢、臨邛道士鴻都客、能以精誠致魂魄、爲感君王展轉思、遂教方士慇懃覓、排空馭氣奔如電、升天入地求之遍、上窮碧落下黄泉、兩處茫茫皆不見、忽聞海上有仙山、々在虛無縹緲間、樓閣玲瓏五雲起、其中綽約多仙子、中有一人字太真、雪膚花貌參差是、金闕西廂叩玉扃、轉教小玉報雙成、聞道漢家天子使、九華帳裡夢魂驚、攬衣推枕起徘徊、珠箔銀屏邐迤開、雲鬢半偏新睡覺、花冠不整下堂來、風吹仙袂飄々舉、猶似霓裳羽衣舞、玉容寂莫淚闌干、梨花一枝春帶雨、含情凝涕謝君王、一別音容兩渺茫、昭陽殿裡恩愛絶、蓬萊宮中日月長、回頭下望人寰處、不見長安見塵霧、唯教舊物表深情、鈿合金釵寄將去、釵留一股合一扇、釵擘黄金合分鈿、但令心似金鈿堅、天上人間會相見、臨別殷勤重寄詞、々中有誓兩心知、七月七日長生殿、夜半無人私語時、在天願作比翼鳥、在地願爲連理枝、天長地久有時盡、此恨綿々無絶期、

この次ぶ陳鴻ぐ撰べ。長恨哥傳

[illegible]

開元中於千里明淫無比玄宗任用姚崇宋璟等
右丞相沉居遊宴以八仙自娛云々詔高力士潛搜外宮得引農扶犂寸
壽邸既笄矣云々上甚悅云々明年冊為貴妃半后服用謝是治其容敏其詞婉
變萬態以中上意上益嬖焉云々雖有三夫人九嬪二十七世婦八十一御妻
暨後宮才人樂府妓女使天子無顧盼意自是六宮無復進幸者非徒殊豔
尤態致曼蓋才智明慧善巧便佞先意承旨有不可形容者叔父昆弟皆列
在清貴爵為通侯姊妹封國夫人富埒王室云々出入禁門不問京師長吏為
側目云々天寶末兄國忠盜丞相位愚弄國柄及安祿山引兵向闕以討楊氏
為辭潼關不守翠華南幸出咸陽道次馬嵬亭六軍徘徊持戟不進從官即
吏伏上馬前請誅錯以謝天下國忠奉氂纓盤水死於道周左右之意未決
上問之當時敢言者請以貴妃塞天下怒上知不免而不忍見其死反袂掩
面使牽之而去蒼黃展轉竟就絕於尺組之下既而玄宗狩成都肅宗受禪
靈武明年太兇歸元大駕還都尊玄宗為太上皇就養南宮遷于西內云々
適有道士自蜀來知上意心念楊妃如是自言有李少君之術玄宗大喜命
致其神方士乃竭其術以索之不至又能遊神馭氣出天界沒地府以求之
不見云々使者還奏太上皇々心震悼日々不豫其年夏四月南宮寢駕云々畧

わの方

河 男ハ南女ハ北ヨ位ベキ謂也陰陽ヨツクサトル也名ク仍テ老繼トモ妻
宮ヲ少の方と号すく后妃を椒房と号するも北向ヲ位るゆゑなり云々

ふけをのこみこ

三ウ 玉 万ヲ知ルの字ヲ出ル白ヲ子ハ云々うづ
物語々々ことの字ヲ図ヒラかゲやたる男のいとをうげある

ヒトくこのつり白居易詩ヲ掌珠一顆兒三歲餘うづ物語々々うげの字ヲ図ヒラ
かゲやたる男のこ図ヒラなやむこともあるくゆゑ男の光かゲやたるをとうみつをくはよやし
あひりてゆげバ玉光りかゲやたるもまバ杜詩ヲ掌中探見一珠新
などいへるもすまてゝろみをさゝてゝ知ル比くくいとりうく

よせおとく

三ウ 玉 續日本紀八の字ヲ寄重務繁文粹貞信公辭摂政表ヲ擔重寄於微身負大任
外戚ゝゝ孔子ハ寄せ任ぜゝゝ寄の重さをいへるをそまより出りそこゝゝ
ウ於小材ゝゝ八寄せ任ぜゝゝ寄の重さをいへるをそまより出りそこゝゝ

まうけのきん

三ウ オ 釈 儲君とうたく即チ皇太子の事ヲ儲ク備置ゝ
ゝめヲ儲ク備置ゝ

坊おも

三ウ オ 釈 東宮坊のすヲてすあちち皇太子の居ゝ所ゝ坊ハ方角ヲ
てすあちち東宮のすゝハ方ゝ北易の理ヲとりて震の卦を長男と

きゝ

又東方とハ時ヲとりて八春とする所ヲ天皇の長男れおゝ宮と
いゝきゝ東宮とまうゝ或ハ字を春宮とも東宮とよめるく

吹毛求疵

河 所悪則洗垢求其瘢痕家語 吹毛求疵ハ前漢景十三王傳ヨリ韓非子ヲ
ゝをふけきばをいゝゝとうゝ 釈 吹毛求疵漢書 あゝき木よまゝれる枝もある物を
ゝゝ云ハ後撰雜二ゝく
云ふ図釈ヲの云なり
ゝゝ云ハ弘徽殿 藤景殿宜耀殿 ゝゝ
をすぎさせ法とゝゝ今図そ見ヲ出スカ如

桐余尺

新 野ヲ花ヲ桐ヲ
ハ清涼殿の五寅

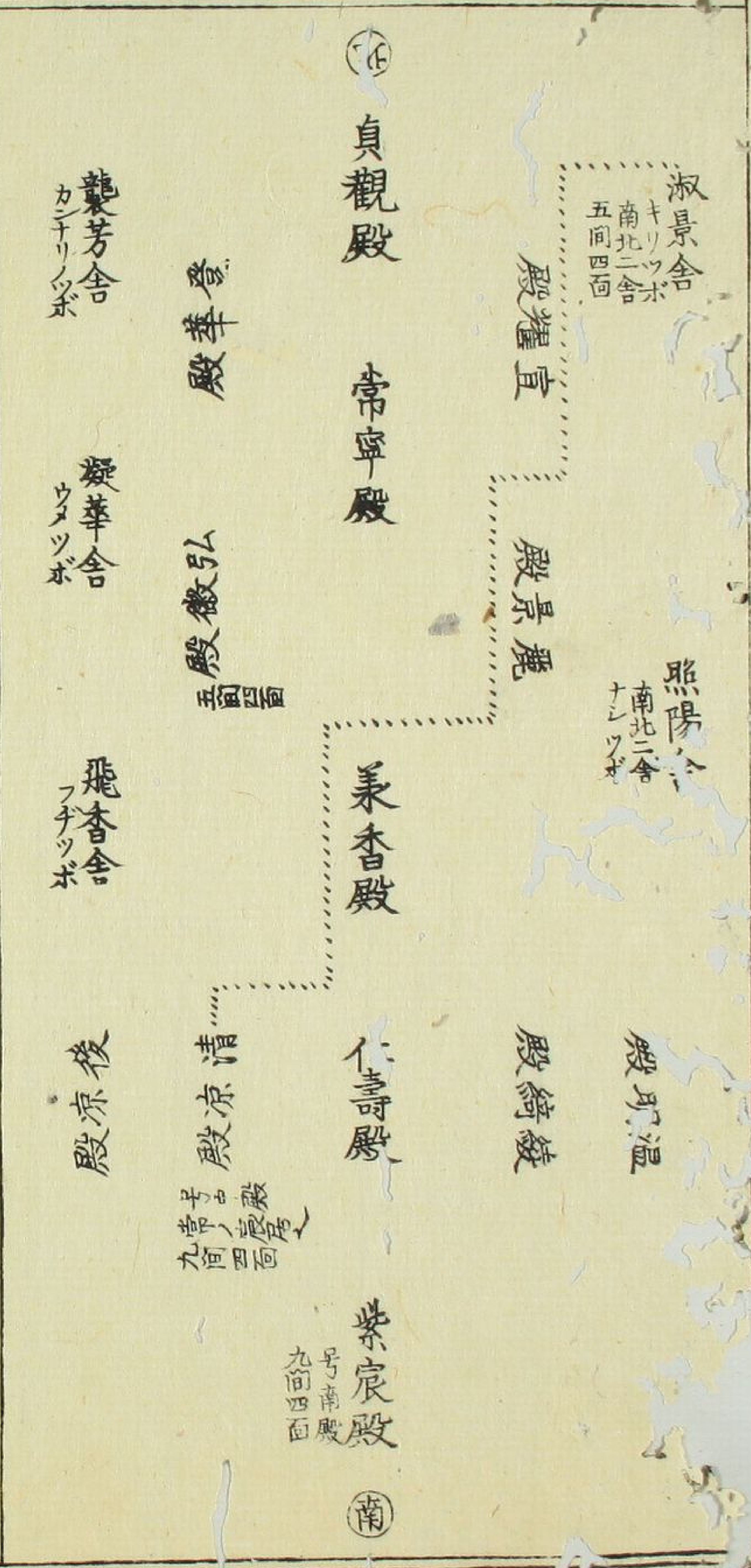

(釈)右の図にてそのたゞしきをしるべし今ハ新釈の図に拾芥抄を見合せて記しつ猶大内裏図考證などをみてくはしきをしるべし○伴蒿蹊云古の人大内裏ハ順徳院の御代まで延暦創造の時のまゝのごとくにおもへど御いく度も炎上ありしをおもへバ次々にやうかはりし事もあるべきゆへ中右記寛治八年十月廿四日内裏焼亡の事を記されし條の裏書に國史以後皇居焼亡廿四度内裏十四度里亭九度太政官廳一度とあり次々御代々の焼亡此年月を記されたる中に一條院四度長保元年六月十四日戌時内裏焼亡同三年十一月十八日□時内裏焼亡寛弘二年十一月十五日内裏焼亡同六年十月四日半夜一條院焼亡云々とあり此事を本朝世記に六月十四日内裏火太皇避之八省小安殿遷御太政官朝所東皇太子避之八縫殿寮此夜遷坐朝所東舎とありて七月十一日造宮の國を定らる廿二日造宮雑事定ありし由又同八月十四日造内裏始らるゝよし日本紀略に記されたり但し今度ハ殿舎の寸法を減せられたる由兼久二年十二月九日の玉葉別記に見えて又同三年焼亡にて殿舎高大を止られたるよし百練抄に見えたりかゝれバ大内裏の趣もこれまでのさまには違へるもありしなるべしかくて此内裏翌年九月造営了られし十月二日新造内裏仁寿殿にて安鎮國家法を修せられたり同十二日夜一條院より遷御中宮も同入内あり同廿一日造宮賞とて叙位五十人ありしよし権記日本紀略に載らる皇太子ハ十二月十三日東三條院より入内ありかくてのち同三年十一月十八日内裏焼亡ありて同五年九月新造内裏ありしく十月八日一條院より遷御ありし此時の造営もいさゝか省略ありしとみえて三年十一月廿五日の百練抄に造宮定止殿舎高大云々同四年三月十九日の條に定造宮雑事戒梁柱高大同権記もおなじなり度々の火災にてかく事略ありたるなるべし○此説いと委しければ図にもこゝに引出つ猶後よりまんくよくしるべしさて八達ありしなるべし

旧 新 或説にうちちきハ

らちちきし

切るゆゑに板をおほうして西ふ路をとゞめるハよし用ありん時とりてあつべき料なるべし一日本紀万葉などにお格とあるハかりに板一面にまとせして夕飯を見れるも同じ事中ぞるハかゝし板をとりて打ち釘してかためれバおそらくはといへり或説に内格と云ハいつふなやとどの八段般にて廊をいふ和名抄廊保曽止乃殿一外屋也【玉】務格をつゞめたる名なるべし格ハいつも同じ所にかゝりてところをうつるにハあらず

○桐余尺

間ニ指ふ下を通りゐるふ所ニ[illegible]ゐるふ所ニのあるふ所ニ[illegible]ゐるハ例の儲宮ニ[illegible]ゐるを[illegible]や（釈）[illegible]

考へて定むべし

わたどの　同（餘）禁秘抄云渡殿二行各二畳敷黄端公卿在殿上之日不論花族諸家著之不然之時可然之人不著之北方副高欄立布障子二間（立柱打畫打毬向下戸横女官戸ヨリノ道ヲ通テ立馬形障子号波祢馬也）注ニ云下戸禁腋秘抄未ニ脇戸アリ下ノ戸トハ女官戸　同抄小壁ノ外ニ南ヘ向タル脇戸ヲ女官戸トハ女官ヨリ小庭ヲ通ル道也　波祢馬　古今著聞集後鳥羽ノ院ノ御時ノ事ニ馬ノ障子ヲ立テ又同ジ後鳥羽の北辺朝餉のあり馬形の障子あり」其西南二間有遺戸其下一間ヲ竈テ下女居住ス如手水物置焼火置水負中古事談高遣戸ハ侍臣已下参所也」注ニ云有遺戸「按ニ高遣戸也禁腋秘抄殿上人ナト春花門ヨリ入テ南ヲ経テ修明門ヲ入テ殿上ノ高遣戸ヨリ上ル

（釈）修理の女官いとくしくふれさうらふ人々ハ階ばかりを写しつさてこまかやく後世のつねめにて[illegible]ゆかしうそのうちにハいふあるうん物おく考ふべし　さて勅撰ふ和名抄の廊ハ[illegible]ゐるハいと後後しらふのハ人々世ふ物ハ[illegible]とうあるを物ハ似く彼此の殿舎ハ中ハ建後しるふとゆゆ[illegible]ふ中ハとゆる女房の後後ふ局しるるのあるをも考ふべしさきハ廊とハ別ニ[illegible]

あやしくるるざをしつ　同（花）新世継物語ニ村上天皇の御宜耀後の女御芳子ふ[illegible]

ぞおぼせしふ中ふのは方人うれ女御の[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

き廊くゝの方ふてハ兼香殿のもざまとも申ひ西の方ふてハ微
まゝ又弘徽殿の細殿ともいゝ上ふのぐるふハ桐ゝ西の殿を　の南
北中門ふ藤壺殿の簀子伝ひよ庁庇廊へ物　ゝゝ廊ゝ中門を南ふ兼香殿ゝ北廊
ときでんの　をわ上て中殿の小廊ゝひふ清涼殿ゝ北庇よりゝ系のぐるゝべ　ゝ女御のさが
あるとゝ　ゝる、吾所近き方ゝ　他のゝ殿とゝるとゝさハあゝゝ

東宮時一條院　親王時

くゝばりさ

日 新 餘 職員令内蔵寮頭一人掌金銀珠玉寶器錦綾絲氈褥諸蕃貢献奇璋 義解謂非常之物其金銀已下ノ雜物皆自大蔵省割別而所送者也 之物年料供進御服及別勅用物事 とゝ　の数の　ゝ　ゝ　ゝ式　も委ゝ

國よりの進物あどをさむるゝとゝ 新 納殿ゝ累代の　ゝ物ハ宜陽殿ふ納むゝど西ゝ物ふ見ゆ
右二所　ゝ物ハ　ゝ物ふ　ゝ用ゐさせゝゝゝれしとゝゝゝべし

餘 拾芥抄云納殿累代御物納之在宜陽殿 恒例御物納藏人所 綾綺殿紙御屏風在仁壽殿頭藏人雜色爲預以藏人雜色出納小舎人爲預人 進月奏ゝゝゝ

みやゝ所

五丁オ 玉 此物後の例をもて考ふふ細流ふも注せゝれゝるゝく　ゝよそうみゝう

ゝゝをゝてゝゝはいゝう

物ハ　ゝ息ふとゝせうゝてゝハ女　ゝ　ゝ　ゝ

ゑ[illegible]ふ[illegible]その日ぐらうはめぐりこゝ
いきもうつぬくんぞひしに伊勢痛

俗のさわり

七丁 新喪裴令公はんゆうこゝくゝ
ウ ぶハさうゝ さまでこゝめうう

とゝてこゝまバ二位よ淮せ[illegible]ゝとの
礼ゆちうゆをいつゆるゝべ

おさだといふ軒ふ

日 河ゆ[illegible]ゝ[illegible]ゝ 今の六さ
こゝまゝ[illegible]の森所あり 拾 今後

和名抄ふ愛宕郡ふ鳥戸の郷ふ別よ愛宕郷あり 新 ゝゝ
されバ式葬ハを[illegible]ゆもあゝし或説ハ後をもてのゝ

餘 ゆゝゝ[illegible]ゝくゝひふゆうゝん時ゆてゝくをゝ[illegible]ゝをゝ
共分指を恋文ふゆゝてゝゝくゝ ぶゝ 釈 こゝまハ都ゆゝ引ゆふハあゝぶ

ちひふなりたりんを

日

ちぐさ記

九丁 オ

王 ゝゝさハ又のさふゝく又ゝゝくゝもゆゝとゆのさの詞ゝてハ枝ふゆゝゝ大ゝゝハまぐ暑ゝゝく
涼ゝきぐゝてちよゝてゝゝ俗ふゆまゝう涼ゝゝくゆゝゝくゝゝゝゝゝろよ紀なぐゝしゝゝゝや又すゝゝゝゝくゝも
あるゝゝゝ今もゝゝゝゝゝ

で面ハ必南ありて〜〜人今も田舎ハ皆大きく南向あるハ〜〜ハ〜〜そ古の作ぎゐ法なるべし

内侍のさうけ

日 釈 今云内侍司尚侍二人掌典六人掌

待奏請宣傳、撿校女嬬、兼知内外命婦朝参及禁内礼式之事、上典侍四人掌同尚侍、唯不得奏請宣傳、若无尚侍者得奏請宣傳

松のおもらん

十一丁 新 そ〜ハ古今集ゐ何そ〜て身のつ〜ゐ花ぬ〜ん年のおりそんなるぞ

ウ やさ〜〜ゐ又ゐ〜ゐ世ゐ

此三そあゐを以てつゐめて出そんゐ〜例の古今を元用るゐ巧あるものゝ御ゐゐ或説ゐ〜ゐ

あゐとゐ〜〜そゐの松ゐそん年もそゐ〜てゐ六帖の分を引ゐ〜ゐ世今ゐ六帖ゐは

ゐゐで古年ゐハゐ〜後ゐ世ゐより出ゐ〜ゐるべ〜ようてゐゐゐ分のゐゐゐけもゐ様ゐゐ

ゐ〜ゐ〜ゐ〜ハ世又ゐゐ作ゐ人ゐ何ゐあゐせゐく作ゐるゐなるべ〜世説どもゐハゐる作ゐるゐ

そ〜ゐるゐを年ゐ引て八世又ゐ作ゐもゐ〜ゐて作ゐゐ世説一ゐゐゐゐゐゐゐゐのゐ〜ゐれど

六帖の古年ゐ年ゐハゐ〜ゐる年ゐ〜ゐゐもゐゐゐゐゐて作ゐゐ世ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

ゐゐゐ〜ゐゐハ説ゐゐ引ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

みちゆくゝ人ゝ亭子院のみてぐれ人ゝ
らきてゝるゞ侍りゝくあるを今桐壺の帝ゝ
子院七條以南油小路以東一町 伊勢集云ゝ
よりてゝゝ
むすゞれ
そゝ
やゝ
と伊勢が集よりの世侍りゝ
ゝる八伊勢ゝ
ゝ
ゝ

のうな

日 奥 夜一刻左近衛大将官人初奏時終子丑四刻右近衛宿直事主上
一刻内豎夜一刻奏宿籠 釈 とのゐまううとは近衛の武官人当直は
直舞ふまううるよりをまうもをまうさるは武き者をもて仕まつる人の伺防に所ふ事
をまううて上の伺ひを安ううめをうるさく宿籠とは生まるるものの姓名をまううる
籠うこれをよりて奏せるまうべし 行夕朝出ふもの
湖 日の名對面いうもとも云ふ いつをもとの
のみ ものを敬ふ大臣をおとゝのもの大殿所のさふく大殿とのゝ同じさて夜御殿は
清涼殿ふありて帝の大殿寝 四方ふ妻戸あり南は大妻戸一間あり 諸抄ふ
尼ふうう 行禁秘
伺秘ふ

あさごはん

日 河 朝餉二間也放此供之 湖 朝餉の間とて伺ふ
をとゝのうるふあり或抄云陪膳の女房はさぶらを
とうをうをうを

かくらひあるまてるまゝにこゝもとのうゝく文徳実録一ふ高麗國遣使と記さまてうゝの對
かの大使橘清友の弱冠ふてある成ゆくおどろきて骨ふ非常に子孫大貴と相せゝるおう
そゝゝて嵯峨皇大后
を生ままてのさ

うゝぐのみうゝどれいまゝゝめ

日 新 こゝ寛平御 戒のゝく
召見者皆中見之不可直對耳李環朕已失之慎之とまゝをのゝされども元ハおの所
うゝ第ゝ三親ふどの人れ故ありて必ゝさせ給めべきを行居申ふて見のあとのさまのあるべし
きゝと外蕃の使とゝて来ゝるをびきゝハ節會ふどのつゝでふ豊楽殿大極殿ふて人召て百官
威儀を備へゝく使人拜礼の後ふ位を叙きゝまつく昇殿すまバ天新殿ふまめべきゝかゝるす
八月観俄式の三月
十日の俄ふ委しゝく

渤海使

日 抄 日本の玄蕃寮ゝ細ハ今の宮内とのゝふのゝさとあり
漢書應劭注鴻声也臚傳也傳声贊道也云々 新 玄ハ傍厄
蕃ハ蕃客を掌ゝて僧ゝ尼ゝ道士ゝ
これを知ゝる物ゝふ弘仁ゝ年の渤海使をゝて東寺とゝて弘法大師ふ神ゝ西の渤海使を
西寺とゝて修因傍都ふ給ふ宴後七條朱雀ふ渤海使を送て三韓の宴舎をゝ中ふおくとゝく
今の宮内ゝ省ゝ 抱 傍厄とゝの物も若ハ西蕃ふ百濟ゝ
ゝく渤海ハ高麗ゝ高句麗ゝ高麗ゝ高句麗ゝ高麗ゝ高句麗ゝ

づゝすべてぞのおぼゝしくぞ侍べき（係）氏君のこゝろ侍れ
ども八皆ちひさきをのゝ記者の大あるさ八別ふるとゝ
すべてかくのごゝ物ゝふ評ぞ侍れさるものあまども
そゝろあるべて大なる略なること八対ふ事ふ侍べ侍べ
義解云天文者日月五星二十八宿也云々これ天文博士の
学ぶることゝて昼の移度を考へ〻人の運をさとる
のおゝ

すくえう

日ウ 新 宮耀〻職員令云天文云々

光孝の

廿三丁 新 嵯峨 オ 一條院

いけるまの事あるどの花八ゝ〻ゝ事をゝのとよ
むを呉音あり云々

三代のこゝや

日 新 伊勢物語ふみよのこゝろどふ侍らゝまつりてとの侍なるまべみよとよ
むべゝさそ氏氏をいつよりてゝ物ゝ八さてもいとでよゝ此文の次を朱雀院
沖を冷泉と出ゝれバそをまゝ泥ゝて武八光孝院ゝ多敬敬三代あどのゝ八ゝ侍らゝ
餘 雅望考るふ此説ふ侍らゝべゝ既よりべゝるのゝ沖附ゆゝ
まるゝ八あゝべて 王 山海ふ山光孝八相当光孝天皇元典侍頃ゝ
光孝ゝ多敬敬ゝるべきゝとあるを弄花細流よさゝゝて三代あゝぞともゝゝべ久ゝゝとゝらん
ゝあゝとゝ侍ゝ八いゝべ久ゝゝとゝいとんあべゝらゝふ三代とハいゝべらゝんふ山海ふ侍らゝべゝ光孝
も光孝天皇ふ勢ゝるべゝ 釈 今案ふ八梅ふ桜ふ春花細流の説を弄へらまゝるゝ八さるゝとゝ
ど光孝天皇ゝ由ゝゝるべゝとゝあふ八いゝべゝ考ひて
准拠をいとんゝ八お後の侍ゝ八秋野伝傷ふ侍べし

あゝとゝうおいするゝ

廿五丁 新 ウ 光

ハゝらどの者ゝをゝのふゆゝ名ゝゝゝあるゝ八ゝゝ
此ふゝゝをあげゝをゝまゝゝゝゝゝ君の牧傷ゝゝ
ゝゝゝゝゝ

西宮記文校訂シテ此巻ノ末ニ挙タリアハヒテ見ルベシ

ゑく中にあ[illegible]ハ法ふあひく左近[illegible]

[illegible]とちがひ[illegible]ばかりをうつしてやおくん秘のひとつ

考の料よりあらく 釈 准據のものハ俗の説りにつのあらたなるひまつるとハんあまりどうにく

[illegible]ふてあるべ[illegible]ふ上東門院のものふ准へうとうるハいぐあ[illegible]

物よりく れく定まる事あるゞ中ふ物事をそんれあり

考あべし

ちりとん被

日 新 元服の式ハそれ

さて西宮抄ふ親王元服一世源氏元服などの式ハかゝ[illegible]

此度ハ事をそんて文句の中ふ親王元服のさ法ふあるまるものそ[illegible]び親王の條をひく[illegible]條

ふ云 云くらの和一世源氏元服の式ハ却て略ち宮太子ふ元被の式ハ西宮抄ふ次第あどふ委し

釈 抄録ふ西宮抄をゝ[illegible]てるいとよろ[illegible]今年文を[illegible]べきあれど本書いく乱まく事の[illegible]

[illegible]ふつさて西宮抄ふ本をもて校合[illegible]つまどなる不合[illegible]くれば[illegible]く畧きつよ

[illegible]を[illegible]紀一[illegible]ば

おひつぎて加ふべくあん

こくさうゐん

日 新 拾芥抄云穀倉院二條南朱雀西在大学西納殿内諸國銅錢無主位職田

及没官田太宰稲等諸庄物勤年中饗有公卿及四位五位別當預藏人等或云朱雀

門前云續日本紀ふ穀布をも収らるゝ[illegible] 釈 勤年中饗とあるゞ[illegible]く右の物を出

[illegible]て法ふく饗の料ふ充らるゝ[illegible]ふ

今[illegible]も穀布[illegible]ふ

いゝ[illegible]

日ウ 新 天子の[illegible]を西宮抄親王元服ふ[illegible]法を撤して大床子

二脚[illegible]ふ[illegible]の[illegible]あり[illegible]氏元服ふハ殿上の[illegible]倚子を[illegible]く

[illegible]ふ[illegible]ハあまで此度ハ親王の式ふよるべ[illegible]

申の時ふぞ

日 湖 称名院殿内後宴盛明

親王天慶三年三月十五日申時後綺殿の東廂[illegible]て[illegible]ふおいく元服を加ふ

[illegible]例あ[illegible]

大義[illegible]

[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

[illegible]人

日 釈 [illegible]法ふ弘安法義の雅有[illegible]と康能[illegible]の問答を[illegible]く大義に義人の[illegible]

[illegible]ぬ[illegible]ふ右の法をもてるべ[illegible]侍写の[illegible]

[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

を内侍所へ召といひ又光孝へ左大臣どの〳〵きゝ給ふと云あるを侍ふ
(釈)今案ずるに西宮抄の注に親王下侍改衣とある下侍は召親王曹司とある親王曹司
は同所なるべし　さるは親王は常は住るの由曹司に住のゆゑもあるべし自は事の便につきて住に
下侍を結ぶべしは曹司に定らるゝ事なるべしれば〳〵御休所とあるも同じく此下侍のゆゑなるべし引入
被召親王曹司とあるはすなはち曹司にて親王の引入を謝しまゐらふ盃禄のゆゑあり有無不定
とあるもこれは必しも朝廷より給る盃禄なるべし　さて朝廷より給る方は加冠依召著御
前座とある注に内侍於廂妻戸下召引入女藏人授給禄云々とあるは事より給る酒禄なり
又召御前とある下の注に有酒禄云々とあるは事より給る酒禄なりその以下は事よりあづかる
公卿などを給ぎ〳〵ひまゆゑ西の酒禄なり　ぢ〳〵は曹司にて酒のみ給ふ内侍宣旨承り伝へて大臣をめしさそひまゐる西宮抄
といまゝらえ　此抄にて彼記に又召御前とあるに加冠依召著御前とあるを或は又西宮抄のゆゑ連へるなり考ふべし
は事を記しあやまつるなるべしかくはいかゞ考ふべし

親王たちの内侍のさぶらひ

旧 新 一世源氏の妻位は臣の三位より下に成ること後世のあるいなれど此度は別勅にて親王の下に位の上に成るべしと此延長七年当代の源氏二人元服の時盃酒御遊の間
西源氏四品親王の次に成ぶよりて之を位の人あまたは親王の次に成べきいとまなきゆゑ
別勅にて此ふてめ此らけるとと学とてとうとあり　湖 源氏元服の時盃上
少の盃酒に仰ふよりて源氏四位親王の次に成ぶ　西宮抄に加冠依召著御前座　注 内侍於廂妻戸下
召引入女藏人授給禄下長橋不著沓於庭前　拝舞云々これに

内侍せんじ

うけのつかさ侍へて

旧 新 既に考ふる西宮抄に加冠依召著御前座　注 内侍於廂妻戸下
召引入女藏人授給禄下長橋不著沓於庭前　拝舞云々これに

同じく女官の内侍は侍へて大臣を召さしめて侍へてとあるは職員令に尚侍勅を兼て掌侍
伝へて告るとあるは芝に伝ふ今の掌侍は伝へ兼て出て大臣を召をつゞ伝へて
内侍とあるは掌侍に或説に命婦に宣下を
内侍宣とあるは語ることなり

うへの命婦

旧 玉 事のおもてにちかくつかふ
まつる内命婦に掌侍に内

裏に伺候するを内命婦といふそれを上の命婦といふべしといへるはあやまりこれは外命婦
に対へる内命婦なり西宮抄にはあやまりとあるはうへ　(釈)西宮
抄に女藏人に授給禄とある
女官人にあるべし

大うちぎ

旧 新 袷のうちきを二つまゐらせるを大袿と
いふとあり　袷のうちきを一かさねといふ
ハ袷袿一つに単を下にかさねるを女のうちぎ
ぞや委しく考ぬ説さてうちきハ褂に同じくて褂のあるめりハ也のそれなりあり

侍そ一くぶり

旧 新 侍表衣侍下襲侍表袴
元服の禄に太政大臣に青色御表衣御下襲表袴とあるに引西宮抄に親王侍
元服の禄に白袿一重御衣一襲大臣に加白袴とあり此侍衣一襲とせるはゆゑなし
ぐ〳〵右の に次第のごとく侍衣下襲表袴あるべきやうにをおとしくるべし

長ちりよりはりてぶくろ

北八丁 (釈)西宮抄に下長橋不著沓於庭
才 前拝舞とあり舞踏は手の舞足の
踏をも忘るべきやうに辱きやうを表しまゐらせるなり　(餘)草木子に舞踏唐
制也自武后賜宋之問始とあり　拾芥抄云舞踏事再拝置笏立左右左居左右左笏に拝

立再拝

左のつかさ北は馬

旧 (釈)左馬寮の馬を少納言負令云左馬寮右馬寮准此
人掌左閑馬調習養飼供御乗具　義解云謂是即自藏寮

〇桐余尺

西送者其在大蔵省賜之料亦同送焉配給
穀草及飼部戸口名籍事云々

鷹人所の鷹ども名

○十五

旧 花 鷹ども鷹人所の所掌と近侍随身

あゝぬくもれ鷹ども補せゝるもゝ出羽信夫より奏せるを貢ぜしも鷹人所より奏するあり殿上の次第同ふ布障子をへだて鷹人所といふ

弄 鷹人所ハ禁中仙洞執柄大臣家ふもあり地下の者ハ候する所なり 新 或説ふ訓入の大臣の禄ふハ馬寮あるどハなり紀之限あるもの ふ事をそんするといふる説なれど今考ふ西宮抄説を元服里亭ふくみる ふ鷹のもの名や吉凶秘訓抄ふも此例あるよゝ侍りひらあるふ紀ふるともいひゝ〻さて今の時主鷹司あり天平宝字八年ふ廃して放生司をおるる事後又主鷹司をおられまゝ後ふ鷹人所ふあハをゝまゝあり

よりて今ハ鷹人所の鷹といふ 釈 拾芥抄云藏人所在校書殿有別當九大臣一人頭二人預人八人出納三人小舎人六人有就食年官進月奏或云衆十二人有内官或所乘北二人瀧口北二人或藏人八人五位二人或三人六位六人或五人是皆職事也

をうびつねこめの

旧 河 献物ハ或ハ鷹物

葉鷹ともいふ鷹をくみて薄板をきて五葉を入く木の枝或ハ松ふ付るく大臣以下これをうり後ふハ膳部ふ給て調ぞ〻〻〻〻〻五葉ハ柑橘栗柿梨 花 献物ハ物名元服の人名なるおくゝ中ふ鷹ふ入るをバ鷹物といふ又折櫃ふ盛るもあり親王元服の時ハ献物あり主々已下ふをゝて庭中ふ列立ゝ事一の大臣一人産ふ〻〻〻〻〻て侍ゝその物ゝ〻〻〻〻バ上首の人奏〻ていもく〻〻〻〻〻

言両面茵本家儲置加冠具親王座頭唐
匣一合浦坂一口巽角二階御冠入柳筥理髪著親王座東菅圓座理髪了入引入進
執冠入了自座下著本座有二人之時引入並進或自上薦進理髪進撥鬢出了親王退引入退親王下下侍改衣本家立四尺屏風三帖
鋪地敷茵親王拜入自仙華門出於東庭拜舞加冠依召著御前座内侍於廂妻戸下召引入女蔵人授給禄下長橋不著沓於庭前拜
著黄衣理髪給禄候南廊小板敷白袴加阿古女一重同拜舞自仙華門退出奉出物左右入自
舞懸頭出仙華門白袴一重御衣一襲大臣加白綾御衣云云
北門牽于庭中引入取小拜授(イ袴)權人引入出又召御前有酒禄或宜陽殿西廂設饗
或引入被召親王曹司有盃禄有無不定
春興殿西庭立屯食三十具給禄男女或本家設内蔵寮備酒饌賜王卿殿上人本家献物王
卿已下(イ取入報)所人執入自北廊立御前重行人少召内竪屯食所所撿非違使分行王卿候御前孫廂賜酒肴有樂舞
(イ候已前入執)
御遊供禄納言已上白袴親王同参議紅四位或御衣殿上四位五位衾一條六位童疋
天酒絹樂人同尚侍白袴典侍更衣乳母命婦紅袴掌侍命婦蔵人衾已上后腹
儀或叙品后腹三品親王
也同之餘四品

○帚木巻餘釋

名のことごとくしるしつけてよむべしことごとくしるしつけてよむべしとはいかなることぞとおもふ時はなの

言両面茵本家儲置加冠具親王座頭唐
匣一合浦坂一口巽角二階御冠入柳筥理髪著親王座東菅圓座理髪了入引入進
執冠入了自座下著本座有二人之時引入並進或自上薦進理髪進撥鬢出了親王退引入退親王下侍改衣本家立四尺屏風三帖
鋪地敷茵親王拜入自仙華門出於東庭拜舞加冠依召著御前座内侍於廂妻戸下召引入女蔵人授給禄下長橋不著沓於庭前拜
著黄衣舞懸頸出仙華門白袴一重御衣一襲大臣加白褂御衣云云理髪給禄候南廊小板敷白袴加阿古女一重同拜舞自仙華門退出牽出物左右入自
北門牽于庭中引入取小拜授權人引入出或引入被召親王曹司有盃禄有無不定又召御前有酒禄或奏見参宜陽殿西廂設饗
春興殿西庭立屯食三十具給禄男女或本家設内蔵寮備酒饌賜王卿殿上人本家献物王
卿已下所人執入自北廊立御前重行人少召内竪屯食所所撿非違使分行王卿候御前孫廂賜酒者有樂舞
御遊供禄納言已上白袴親王同参議紅四位或御衣殿上四位五位衾一條六位童疋
天酒絹樂人同尚侍白袴典侍更衣乳母命婦紅袴掌侍命婦蔵人衾已上后腹
儀或叙品后腹三品親王同之餘四品
也

○帚木巻餘釋

名のみことごとしう　一丁新　オ　釈この説ハいとゞくすり　もとよりむ附ハなめることいとこと紀

世ゆゑ光るといふ名の　いとゞかくるまで紀中どもを　日王いひくるまでふなを

こゝろ紀中ともまぐ　のとゞもなふふかあも

なのよびふをうゝ紀中ハあくて　日王実ハ

ものとふハあゝぐそハかるのゝ　ゆるなどのゞ紀

あて出てゝられる人のゆてくゝ　ゆゝのゆゝ

きさふるこまゝるゞゝこの儀軌ハいる　二丁王の海ハ引

てゝるきをやゞて鬼王のゆとゝて　造ゝるゝのゝ不用あゝ　ウ　る儀軌のゆ拙

ハの法まゝ拾きをゆゝゞ俗法ハ禁秘抄を　禁秘抄ハ物忌之

きあふゞゝさて文ハ中書を考へて引られバ俗法ハ美図あり

○帚余尺

時惣不出御他殿舎中諸事於簾中有之或出御廣廂不固之時例也云云記匡房卿上記也
云御物忌時初参竜人丑時可参之云云御物忌數日相續不快例也云云禁中物忌
時諸札近代公卿参竜極難叶仍多不重破之近代万事如此物忌不加御字以桙
造簡三分指御冠纓上御放本鳥時附左御袖書紙白云云御物忌諸陣立札御殿之
御簾毎間附物忌書紙屋紙外宿人不参御前云云諸職皆大内別司各職也不引禁中禁
中職又不引諸司有職ニモ仰諸陣令立札云云

かしこまりもおうぢ

三丁 新 大臣の君なりと一世の源氏こそハ後世ハいとことあらぬまでぞ世文の比までハおぼえ一世の源氏ハまろく
オ ぬ桙ふまでぞ世文の比までハおぼえ一世の源氏ハまろく
ゐてんうの中ふ既ふ元服の事年数をも大臣の上ふ源氏ゐのみのみふ出てれバせゐをもハ
うしこまるべきぞ程ふあるをむつまじ紀ふ友ふあるをうべ相いどむあるべしされど源ふ源氏ハは
ぬぐべきよ勝まるさを
まゝふもおろそ
きさだて
ろそ

おおとのぶら

四丁 餘 延喜式巻七大嘗祭式悠紀主基二國進御殿油二斗と見ゆ此外抱度ぶゝふあ

ちづりげなるまゝ

五丁 餘 この源ふ既中ねの仲人とぞうかけるハとと
オ らびぬさづりげをよく解ゐるなり此ハ
中ふ見て云ハ初ゐ事ふうれまずぞつあるをとりてんまひつれ物ゐうへるさづりげ
なり爰浮橋ふ流ぐれぬるを拾信新のさづりげあるにかくまでみもできとうとうひ
えしてを物ゐうさあゝんともちゝぐぞあるぐうもさづりげあるくはうちぬのあきんもて
ちゝくをゝめのゐふ子あぐゝもさづりげおむする人ざ名なまバまゝなゝぐんえ
まりの心法お物云ようぐすゝちくいうふさもやうにあるうゐやとておゐゐゐるもさが
うげあうゐれゝふてゐぐゝその人の侍ふかゝゝの人れ知るなり古今似似伝をゝてゐの

いゐづゝふなうぬゝんまのもりんるぞやゝゝをゝ程ふ云ハさづりげんある
人をやゝゝきゝいのハ向ひくゐゐゐんもゝづりひきゝもてさづりをくとい云ハれバ
ゐあゐのんをかあゝふ云づるゐゐくとありまれバやゝゝきの用ゐるゐゐハ
年のみもゐんすぞやゝゝ程ふ年をうしゝやゝゝと云ゐどもあどのあふそゐゐきえ

思さぐ

ものうさる中めも

七丁 新 楚王の関おるハ一日もうう思まうされど大国小国ふよ
ウ まく位もゝ思ふあるハ大臣の末ふて云ハ楊貴妃ある四人八道の女中納言の子也て伊勢ものの
妻とあるまる中陸君あぐゝ又惟光が女も既ふ草相まであうる上あまバ中のあよハ八べし
されどゝハなりひうる方ふてもすう
いかとゐれバ上の方ふつ見ていみべきえ

こゝろおひなり

四丁 王 書紙のさりをいかゝ又
ぐゝいかゝふて云所のゐ

なまゝくのかんざちめ

四丁 王 花ゐふ
ねのあるま

海をさうているゝくゐもゆれと上よう
の海氏ゝゝびをゐゐよあゐ極中をあゝじし

なうあるんとあるハゐのゐ中ゐさよハうるゝべ
そハ程ゐまあうゝ物ゐるひゐゝゝ程ふ
いゝるも同ドひゐゝゝ新なまゝとハ物の熟せぬを云ゝハ先九条ゐうゝ言ゐうゝぬ人ハ参議の公て
ゝあゝゝぐさゐゐ時を拾て三位の上を紀ゐ
ゝハ海ふ大臣ともあるべきあれゐのまゐ四位
四位とハ四位大弁をいふ名目ゝあゐゐゐゐ
ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ
まゐゐの海安の人れ安あれバおゝゝめゐ

非参議の四位

四丁 新 近藤芳樹ハ之位ふ
も四位あれ 字後あれ

ども三位ふての那参議ハ公卿補任の所見兼官う散三位うへ四位の非参議ハいま　参議ハ
なゝぎまでも大弁義人所衛府督あゞの顕職ハ居て宰相ふもゝむべき途すべ　ハ
くゝさいゝみされバさゝゝ位ハ三位まても齢のわどやゝゝけく昇進のおゞつゝあれくゝ
ゝふなまゝの上を終ゝ夕稀まゝふ父ハ三位の中ねふておんおさゝゝ　ゝ分のゝゞれおつゝ
あさをとあるハ三位中ておゝゝゝあゞゝもゞ参議ゝもゝゝあゝゝのあゝぬをあゞれゝふゝ
ゝれゝゝあまゝの上を終といふ位授つゝ大臣のゝまふ非参議の三位のあゝ議後の三位中
将あゞといひく諸書ふれてゝゝハやゞてけ源氏の男限中ねなゞふひゝゝ紀ハ方くふて不宮あ
内ふハ引出べゝゝ或かゝの系なれバ列ゝ同ゞ三位の非参議ゝてもかくけぢめあゝゝゝ又四位れ
非参議ゝても作用参ゝ先の古反の宰相中ねた大貢のまゝれ四ゝ位ふ
右兵衛右大弁少ゝゝふ非参議あゝとゝまゝゝ　ゝとあるハゝゝの非参議の四位とハおし
ゝゝゝまゝゝゝれハ賢まのあゞゝあひく家ゝ行ゝゝくゝ中ハ子共もゝれ義ふて左右後の宰相
中ねゝ同ゞあゝふすゝゝ弄んのものゝゝゝ同ゞあゝゝゝの君れあゞゝゝゝゝをいゝるゝゝゝゝゝれバかく非
参議の四位ゝても世をゝれあるもあゝゝまるかゝゝゝふゝてゝあゝふるまゝのもあゝてゝまゞゝあれバ
よゝくゝ文武をおゞハひくあげつゝふべゝゝとゝゝされゞゝ位の非参議ハ撰家大臣のゝゝまゝゝゝれ
外ゝゝふ世のおゞゝゝちをゝゝゝゝとゝあゝハのゝゝあるべゝあゝねバこの文ゝ表紙ふ二字あれ
を四ゝとすべきあゝ」といゝゝなゝ妻ゝく寄居歌後ゝ又西ゝ文ゝハ玉小櫛ゝを読ゝゝれゞも此後

いとゝやゝあれバ後ふべゝ然ふ四後の
大弁ふかゞゝていとれゝゝハゝゝゝゝゝゝ

こゝゝ人のいもんやゝうに

八丁 新 源氏ハ何の
オ 系もあゝれれ

論ゞゞふつたてゞゞゝゝゝゝゝゝるゝゝにゝるゝべきあゝゝゝと載ゝてくゝゝゝゝゝを上のゝゞゝゝふ
出て世ありといふハゆ母ゝれよゝゝくゝゝゝゝゝゝ

日玉 上ふいへる條〻ハ或ハかとの古ゐハよけまごども時代のおびゝそゐ〻或ハそさよいおびゝえハ
あまごもかとの古ゐろ〻ろ〻ゐあど後ハいへるをこまハともふおあひくよ〻ゐをいへるふいろ〻れ
もあゐ中の品れ一種ゝ上ゞ上の品をいへるふハあ〻ゞゞゐひまゞゐることゐろまこかとの品とハ赤ゞ
らのよゐをいゐゝかとのといふゐをつくべ〻やむことゐゐといふもかとの品と時代のおびゝえ
とうちあひゝるをいゐゝ上ゞ上のよ〻ふハあ〻ゞゞれバこまを女三文ふあれ平為やふあ
ゝまろあどいへるハゐ後ちゞ 釈 此説いそれるこゐあゐまどこゐまをあゐ中のゐれ一種ゝといゐれ
ゝるハゐ後ゞ上ゞ上の品後ゐゝかとの品とハ種姓のよゐをいへるふて赤ゞゝの半ふハあ〻ゞ
血脉のゐゝかとのとゐふゐをつくべ〻といれつまでどこゐふかとゐといへるハ上ふかとゐりさる
べきすぢあ〻ぬハとゐひ又ゐかとハやんことゐゐすぢあまでゐいへるふ
かとのとハいへるふてかとハよりゐゐがおとろへゝ後ふ又時世のおびゝある後いゐよハあ〻ゞゞかより
種姓のゐ後をいへるゝさて後るゐ後人も時代のおびゝえあゝてハあるぬゐある後それも赤あひ
てやんことゐ後なまバ此上もあゐゐきをいふふて上ゞ上あるゐゐ論ゐ〻さまバ次の詞ふ上ゞ上
ハうち物後後ぬところうゐゐゝ後ふて上ゞ上のゐあるをあゐ〻女三文ふあゐ後ゐ為
やふ後ゐまりあどゐふ後ハゐろあてゐゐゐゐ後ふて上ゞ上とゝゐる品ハゞふゞハゐり
のゐろゐのゐるあゐ〻し

上ゞ上て打おきゐ後ぬ

日玉 まゞ此品をハゐふ中の品のゐゐのて
上ゞ上と下ゞ下とハあゞゐゐゞゐることをゐる

品〻ゐ中ゐの詞ふ人の品ゐゐくうまれぬまバゐゐ中の品よゐんゐ〻下のきゞみといゐ
きハゐあまゞゐゐ〻ふ中の品を論ゞべき下ゞまへふゐるゐめゞかく
て中の品れゐをいゐうちふゐのゞゐゐ上と下とのゐゞへもこゐりてあるゐゐ〻 釈 案ふ此説も
いゐゞ〻中の品をゐ〻〻といゐ論ゐハあまゞゞ始より後まゞゐれ中の品れ半ふハあ〻ぬをいゐゐ

とひまゞ人らまゞゐん此一語をもて此品をみふ中の品と定めゝれまゞどゐてまゞでの論ハ上
ゞ上の品あるゐふ〻ふてかくゝとゐゐうてゐ後ゐるゝさて又此次の條ふ此ふありとゝゐ
ゐれゞゞさゞ〻〻あゞまゞゐ〻んむゞ〻の中ふとゐひ又の半おいゐのむゐゐ〻ゞふゐゐゐすゞ
ゐ〻〻といゐるあゞハ下ゞ下の品あ〻ゞゞゐて後ゐゐ後ゐ後ゐゐ後ゐ後ゐ後

餘滴説後
妻女ヲ[illegible]テ[illegible]タ[illegible]ハ女ヲ[illegible]ト思ハ[illegible]カレコハ地ノ語ヒバリシニ拘ハルベキニハアラズ

きゝまほし

日 餘 袋注 女ヨリ[illegible]ハ源氏ノ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]女ヨリ[illegible]ハ上ノ[illegible]ベシ[illegible]ハ女ヲ[illegible]ハ細流孟津ノ説[illegible]女ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

とちるせうこまこふようてみくさきみといふ抱ハ別ふあるあるべーとひさーく之ひみるふ
系光大師の利髮法師を忍び尼ゐるを尼ゐふ耳お袋のごと尼ゐるを尼ゐ抱とさきみたおり
是いの〜へよいゐるこてさきみなるべー むう〜の女ハ髪を半ばきておそれバかわふ髪のくら
ぎるあふかるあを用ゐるりとゐゆ 釈 此説ハいみじ尼ひごとと尼ゐふ考るむふ抱のごと
くなるべーみくさきこといふあのおふえ〜〜〜ハ何のすふもんぬすく引るまこ式新集
のこさハ法師の髪あ尼ゐふ紙を冠すして情士めて尼ゐて載きくるなり
みくさきこうおとうあるハかの冠を耳ふさきみてとあるるを髪あるくの耳さきみするこ用ふ
いひふして新きるくさまこばこれをもて徒とせんとハいとあぢ尼ゐ 王 或抱徒ふこうくまこと
すこ〜もこぎ〜ひこうこと新くみてさきこ〜てこうくとゐ
この抱ぐこう新号ふ正三位とあまこでもはゐハうけぐこ〜

びさこうあ尼いへとゐ

同 拾 今拾無美相 主人母といふあるべー 遊仙窟ふ主人母をいへこ〜と長ぎう六帖第六の新よ
家童子を抱りふとりつるをある人法師の印牟ふ他のうゐこるゆ牟て按令〜こるふハ偽字
こてとこあう日本紀第十三ふ允恭天皇の后忍坂大中姫いゆこをこめあく母の伊許よ
おこ〜ゆ〜こるる財寶鏡造こゆ めのこ〜と 此 まあ〜せこるる尼ちこ〜こてふづこゆせまくる
まゆ〜こうこふ戸母此云親自 とあまこバ家こまあうあひをこむる以上の老女をいふ第ふ後こ〜せ
こ〜こるあり和名抄 刀負俗作自 劉向列女傳云古語花母為負 漢書五娼武負佐引之今按俗人
謂老女為負字從自也今訛以貝為自 欲名度之 今案和万葉の一ふ吹黄刀自おのごく ぼハ坂上郎
女が娘ふ抱くるふよこ〜ゆ刀自とうあまこバ老ゆふ尼ゐて いうゐ童子とわうくふ尼
こるうふ云抱ゐも後人ふ名ふ半こる欲こ〜をこ〜こ〜こ〜といこるハこる俗あるべー 新 いう〜こ〜ハ只ゐ
とこて戸ハ即ひとつ尼家をいひ〜ハ主の略ゆ〜く宮主とゐ〜ごくなり〜を中沢すゆ又

家てゆ所を上ゆこて
いふハ俗ふあまこるものこて

うちもあまれ涙もさ〜ぐみ

同ウ 新 これハ涙うも合せ
なゆとこてこさこれば

手女のいうひあ尼を抱こ〜ハれ又かるものと相すむくちをこ〜さふ涙ぐまこるとゆあ〜べし
さあ〜てハいひつげ〜こるこ〜あ〜ぬが上ふ次ふうちそむこまく〜これぬこひ出こ〜〜ひこ
せ〜こまあ尼れもおひこうぐこるとゆあ同手まのこまを弟ゆあ〜バこひ出といふぐう〜ぐこてこゆ
おこ〜ハ却くやこ色あるる女をあぐこうこあうこ出て次あるハ公私ふあこ〜手をこうひ出く獨民
獨孤とゆあるべー又上も下も同くやこまこ〜こ〜ゆをこ〜こ〜ゆあ尼せんよ〜なゆこ出バこひいでく
矣ひもあまこてもゆこうて同ぐきこる似ておこ〜こ〜こゆる式二巻こうこ〜せんちこれど上の同れ
つぐこふさこ〜もゆこ出 釈 この説いぐ 此ふ抱ゆもゆ〜ゆこ〜こ〜こ〜ゆこ〜ハ
朝夕の出へふつけこ〜も公私のこふつけこ〜もよ尼ゆ〜尼ゆ中の耳ふも同ふもこまるあこうあを尼ひて
手ゐまれ涙ぐまれ〜ハ何こ〜ふく後こ〜こ〜こ〜ひこ〜ひあるる手のこうこ〜をこ〜こ尼人こ〜ぐこ〜ゆまこ
抱ぐんやハ近くゐ人妻ふかこ〜ゆもあ尼せゐゆこ〜こ〜こ〜ゆこ〜ゆこ〜ゆこ

いつくしひあくさ〜仰きあるさねのをう〜にをんて人ゆうそらみべき事おもあ〜ひバ人ものを四
ひ出笑ひをするさとう〜てもきこえぬ事いあり〜あいまとおひとうどうるく八ゆ妻のいあうひあに
とおすむるのを鼻息するさとう〜うもあり也ぞやとていあ仮こうつ〜にさまこそれど
こ〜ハいそあるる隣句法あること上おいるうどこう〜稲日でもうこう〜つぐにる法のさ八耳目ゆくあ
るのうにあ〜にをうこ〜ぐゆとそひて〜おこ〜ぬさにうりおそまれ涸ぐまれといのさとこ〜く
いとうこ〜ゆすくうるをやそのう人後もさ〜ぐみり八うく〜そひあまるうあどなうるをとうの勢ひ
皆一つ事をとさ〜こうとゆすて〜さ〜こうふ別ふ妻のうをいりとハゆすぞ〜り一光花ぐものごく
あ〜んまハ後もさ〜ぐくあく新く句(キリ)て仕ようハうこ〜へかう後とこ〜あ〜ハぞ上の耳おも目おも
ときまうこうまをといのうう受こう法とゆぞハ法の船とうりぐこし稲ぞどれうきあを
人ふとつぐさこう法ぞこ〜ふさゆうまハゆすぐどにんくよくくそひとうぐ〜さて又上も下
も涸ぐくせきう〜うをうこ〜といこれこう法とうきり
こうをを涸のつぐにハさともゆすぞとあるうちゆ中くふひごとく

日拾 は撰ふいふ
〜への形中

さ〜ぐこく

の法ふんうこ〜ふさ〜ぐむ拙ふあこぐあうこう

日 玉 松

おかやけぞうこうさしく

(釈)此字ハ数例まぞあり引分とハ仕べうこ〜ぞ
冊子ふあさまこうおイやけぞ〜こうもうてきんぞくのこうちもうくこんゆべうまこどう方のうへ
ようてそ法ゆんぞ〜こさをそひちう〜ぬよ出武紋日紀ふすぐこうふんやまこうおやけぞ〜こう
よう〜ぬくのいのやうにおこ〜こそひのこうまう〜こ栄ゆ新後ゆんさてぬ爰光よぐふハおぐ
やけぞ〜こ〜こうまこうなどこうこうあやあに仕とハ爰ゆふひづうぬうふ後こうをおていこうこ〜こ〜く

日 玉 みこ〜うをいのうちふそひ出て日〜ふをいふこ〜ハ
ふひとうこそひ後う事の中ふ笑ふべうこうをそひ出て

そうひ出こう〜ひもせ〜ま

てハこ〜ひもすうこそひあまうこうのハゆ〜ふ〜もうにをすかあ〜きこうなどふハうぞ〜びあゆに
事をこ〜にをうのあど出てもんうよあゆうて人よかく〜まりこ〜事ハあるこ宗紙泊ふくち
をこ〜くこうあるあ〜後
こ〜といこうはひごとく

あされとも

欲息をべにるぐもをそひても欲息すうこ
後こうてもかひあうるべきぐ方こ宗紙泊ふあうれ爰ゆこうこ仕のうとはて
いふべきふあ〜に(釈)こうハけ後のごとくこうゆ出べ〜稲日でも上ゆもいるごとくこうもを
まうま後もさ〜ぐみこうくとあうぐゆ事あれバこうハ妻のこうひあにを爰ひあぐくなうべ〜

日 玉 これハそひ後う
事どものゆ中よ

おひとうごうこうふ

こうん人こうびてとうぐ〜

拾遺よみ〜をきて

十五 拾 を抜大和物後ふ平仲ぐうこぬこうこう
オ さうふといふより男ぞよふいみ〜にをす
ふ〜こうとゆふまでの武花ぐうに一段こうふ仰こう 新 此條ハいせ物後の男に事をゆこう
女こうこう〜とうひゆぜんとよ〜こそ出ふ又こう〜よう〜こふいひこうハきこ〜ぐ後ふハ中ぐ〜こう
浮こうこうものごくくてこ後きいてこうこうと又有常のめ花尼よあうくゆうれ〜ぐ後こうまてそれ
ふ事をこくてもこうとこにゆ 餘 これハ大和物後こう平仲ぐむさ〜のこうに女をよぐひてさ
てあひく後いこうぐうこうこうあくこうこうふ人ゆもこんぞで尼ふあうこうを
平仲ぞてゆに花こうゆこんにかれていこうをぐふぞ〜ひ事のこうゆこうを後こうふ人こうふい
ひくあに花こうこうゆかの物後こうゆこ〜ぐ後こう後ゆ日紀ゆもさうこうこうこうこう
こうふ物後こうみ〜こうこうこうハこう出 (釈)ぐふうゆこうのこうをそひくこうこうこ〜稲日
どもこうひくゆこうこうこうていゆこうこうこ〜ゆこう〜ゆこう事ハ後のゆ後ふゆもこうき
事なこうこうハ苦物後こうみ〜こうゆこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこ

ごぐこう

十六 オ

拾 御等といふことなるべし 本朝文粋第一慰少男女詩 管徒蹴弾琴者 閭巷称弁御造俗謂貴女為御 蓋取貴人女御之義也 伝伝といふこゝひ先女よりおこりてさしぬふもい

へう

えびすひげみをかたさゞりて

日 新 いとゝへハそぎ尼とて髪の末をそぎ切りて額髪をバとゝに結くそぐ所ふいふといへど額髪をすこし長くさしこ〻ハ伊勢物語にかくあるのこゝろなるべくそゆ

うち

えびすみぬう

日 拾 万葉第四巻 百年に老ぬ嘆出而与余年とも所ハいくそゝ〻ゝ〻ゝ 巻十六帳身二おむな 姫あり 老女のるあり 女ハあゝ の歌よおいくちひて まゝとも宗持 これを六帳身二おむな

みなりぬともこゝハ古事ゝとこゝ引おかゝ〻て入こゝろ

さくんあとつと掘りてちゝばくもよゝにくひぬゝ

をこゝろ〻をいふこゝろ 新 これハ泣とゝの口つきをいふ 万葉よこゝ〻てふ字を六帳よこゝ〻と

よみてこゝ万葉ゝてハいおいおゝと出くとよゝむゝかて六帳ハおこゝ連べられどまゝにおそむてふの

のあさゞハ俗よハすゝ〻 ゝ人まゆをひそむとゝ

又老舌出を遊仙窟よりとゝ

やゝてのひそくうこゝあ〻ゝ

日 餘 古今集夏 蓮 なのおこゝろ

ふゝりふきめる

ゝぬこゝろ

ゝてゝ

ゝ

ゝ

とくあどあるハそさごとり又宗祇法師源氏君阪中ねハ世とまつりごちるふべきさくと
いへまどさるさハあ一こゆかくふまひくかゝ者のさふいるくんとするハむりのあれさう
人のいたぢ足あさくせなのうり一 釈こゝふいもも一こゝるゝ一くこゝのこゝとべハぎれだこゝること
実あるとのこゝくんこハあれどその実あるが女妻とあるべきこゝをといあるれだつひよハこゝつこと
なゝさてこゝ実ふようるといつす品宝の中れむとある所ある所ふかくこゝのこゝくんを妻て
伊のこゝんおもこゝあまゝくあのゝ皆かくゝべきことわりをこゝくんへねんごゝふひきめこゝる

つゝぢ花をつ足て 日 餘 伊勢集よりもすゝゝ拾ふの時の作ゝゝ花ハかひるゝさ
ぞちゝれざりうゝ古今集俗体大鳥たゝぎこゝる山と一
ゝくなゝぬまバつゝぢ花のこゝぞまづ花れゝる歌沖云貴之集ふ
こゝゝゝ足ゝうゝさゝ拾ゝひ花の枝をぞ作ゝづ色よ作く

人ゝくふと

なゝわ 廿二丁 拾 万葉十八大伴家持袁翁史生尾張少咋歌の中ゝ云ちさの花さけるさ
ウ ゝうふゝ足ゝう一ゝのつれこゝとあさよひよゝくゝをまバこゝうちゝあげき

かゝうけもゝくふゝゝゝへよかゝゝもあゝめやそ天地の祈ゝとませて
春花のさゝうもゝうんゝとまゝゝん時のさゝうゝゝゝ

ゝをおゝくゝゝ

廿三丁 新 ゝハ指をおゝくおをゝゝるゝさて指をかゝめてといあをゝゝゝうさて上句ハ伊勢
ウ 拾俗の句をゝ皆ゝゝうゝ拾ゝくゝ拾俗ふゝおかゝのゝゝゝゝ俗奥とするゝ作伊勢
拾俗ゝ先古今を初ゝ久ゝ又上句と下句と別の古今をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ始ゝゝて
世文をも俗ゝるゝゝるべゝ 釈 古奇を用ゝゝゝるゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

月のすてゝ九月の日隠れの侍るべう〜云く

そらなる紀ぬ紀ぬとい[illegible]も云く

九七丁 玉 上文脱三拳 ウ

[illegible]

[illegible]

紀ぬぜゞとハ云く

月 玉 此所湖月又[illegible]

[illegible]

かゝ

[illegible]

この人ぬいみやうゝ云く

[illegible]

九八丁 玉 ウ

[illegible]

○廿五

[illegible]

○帝余尺

のりて行きゝバとあるも後上人ののゝまゝバもとゝろいのべき例し[illegible]といふ辭もとゞろいすてハ
用ゐくゆゆるをゝゆべしされバうゝ後上人の語とゝること穩ゝし但用ゐゝゆゆるまゝら
をすぎんもさはゞふてといへるハる所ゞゝゝゝるゝめにくゝ少ゆまゝバ所あゝゝゝ必脫文ハある
たゝるべし・とその下ゆてゆゝゝゝ

こゝハこゝすゞまてよく〻る琴とのこゝろなるべし　伊弉諾ゝくにのうけゝこゝ記と新釈のごとし
天照大神ハ岩屋戸ふさゝりまひ〻時ふ起るおゝもいとまやなる作なるさ妄説ゝ琴のまハ
古事記上ふ天詔琴と見てゝゝるゝ始くさまでゝ牛部いろゝ〻ゝ〻ん初まゝゝさ」又これを諸家説
の上よりゝくゝのハこゝぶ法國の初めゝゝ伊弉諾ゝ〻ゝのなふ人あゝゝさてまゝ新釈ふいろゝやゝと
ゝゝゝゝかゝゝゝゝんとゝゝれるハいゝゝゝゝんとあゝていゝゝ〻せゝゝゝゝ

さまことばかのはぐれものとゐく

ウ　卅四丁 新　ことばのようは或人はてる所ゞ法とゐひ或人は物中ねの詞といひくとうゞくく中ねのなちばかのさゞなものとハ馬頭ふもうひそのくまハどらてる所ゞ法とゐひ或人は物中ねの詞といひくとうゞくく中ねのなことの様れすめりうんもおゞの詞よそくくしきく仍て物ものふこてハ下ふくゞ日くしひゐひぬとゐ詞おゞ成りくおもくゞたのされバといふのようハ中ねとるゞ所とろうくゐひくゐひ詞をこふ出すゞとものときべくゞ物うふ答いひてとろうくゐバ又かくこ人の詞をかゞまゞくんもゞまりこ玉こゞまこのようハ又てる所ゞ法といふ流ど中ねの法といふ流といゞまこもすてゞ記ゐありてさゞあゞこゞをあみ詞ふ安武家のいそくくこれより下れ皆日くしひゐひぬといゞまゞでハまゞてる所ゞのゐゐうちゞあて中ねの詞もゞ上ゐハ問答をゐて出きこるゐ二人の法をひくつよ出こる物くさて皆日くしひゐひねといふいくゐてハ源氏をもうひくゐとある説よゐくしてまふとうてゐゐ二人の法をゐていそんこハきまゞバのといふゐゐあうゐんやといゞまでハてる所ゞ法ゐ中ねの法よハてる所ゞ射ひくかの女をさゞおゐのゐとゐいゞまゞくくゐまゞくくゐもゐ人のこくくハゐゐくゞれゞゞなんやのゐハよゞさくゐ次ふ考のまるゐくくよりうくゞひそくべゐまゞバといゞまでハ中ねの法とはくゐうすくめりきんハてる頭ゞ物法をきくていくるゐうふもくゐくゐすくゐきんやゐうくゞしゞゐすをいふゐゐきゞバきくていゞまゞとはひよとゐふよゐゐハ馬頭ともすゞくゐまゞで上ゐうの詞つゞ足くれバ物中ねの法あゞべくこのさゐゞくのといふようゞてる所ゞあゞべ足こまゐも物中ねとせんもうくゐくゞ

（釈）右の説どもさることのごゐくあゐまゞで物よく案ふ花ちふ中将の法とをくまゐてゐるふまゐゞゞくゐゞゐゐ中ゐ人はされゞかのとおゐまる詞ひゞ法をつゞて端を起くくゐとゐくくゐて人の法を受てゐくくゐうよハきくくゐゞ起物法の文かるゐ安ゐきハゐゐくゐ自他の差をえぬハ法れるゐあゞくゐ物法ゞ法

ともゐらあゐゐうふハあくゞ自ゐう他ふ移る所ゐゞハ必その人は那容ゐどを換くてを日ゐちをゞゐくくまゐてゐるを此所ハ物もまる法ゐまゞ物ゐといひくゐるハ上ゐ馬頭ゐ詞ふこのまゞ物ゐの成ゐ上ゐとみゐゐるゐくこ人の物法するよハゐくくゐまくにかゐるゐ今世ふもあゐゐゐくくまゞゞくくゐまゞゞくくゐもゐる法ゞ物法をさゐゞくゐうけくいくゐゐまゞバこれちゐ中ねの法とせんふあゞふゐうくくんあゐゐんやのゐをふ物ふよのまゐくとゐくまゐまれどこれも激辞のゐふて問ゐけゐゐゐゐまゞバ中将の法とて法ゐゐゐべくゞ法ゐゐくゐゐハゐくゐるハまゐくくまゐゞゞ上をゐまゐゐ詞あまゞはゐゐゞくくゐ一つゞ足の法ゐゐくこと決くまゐゐゐとゐふ流ハゐくれゞゐくくゐどこのまゐゞくゐとゐふようをバゐる法ゐとも中ねとも安まくゐまゐふいくれまゐまれどこれも中ねゐゐ物まゞゞくゐゐゐゐとある法勢をゐゐゐくゐのとゐふようハ法ゐもあくてみゐくゐ問ゞくゐひゐくゞこれゐる法とすべくゞゐくとゐふまて物ゐふよくく味ゐゐべし

吉祥天女をゐひゐきんとすまこバ

オ　卅五丁 釈 丑

小椋ふ引まてゐる日本霊異記のまハゞふけ半のようゞてゐゐるべくくゐゆそのまハ要ゐ天皇の時ゐ信濃国の優婆塞和泉国和泉郡血渟の上山寺ゐ来り住るゞ其寺ゐ住る吉祥天女の像を見て恋のゐをまゞいうで天女の答ゐゞくくゐる好女をあくゐくと毎日六時ゐ形ひゐる物ゞふ或夜ゐふゐの天女の像と交合まてとゐまてゐゐゐる日かの像を見ゐまこバ裙腰滑精ふ染織くまくゐくとゐ記くゐるそのゐみ代物法まて彼も知ゐるまふこそあゐゐゐあ玉物衣云ふ他のくくくまゞゐゐるまくくゐまくくゐ人なゐゐゐつゐ物をいゐゞゐゐゐる吉祥天女

あゝんさるハいとのゞあれとゝ〜れあるをとねめくいひあつれべ〜ゝこゝ接続詞大抵の
ゞ供のくゝれ花を井の姫君のゝをいふこ 鈴 うつぼ物語初秋の巻ゝこゝんゝ人よんゝめゝ
まぬべきこんあゝくゝ吉祥天女ゝもいゞ
せまゝとねもひせつべきゝ大抵あゝゝ

ほうげづれ

日 玉 宴松中納言物語ゝ
いろかゝゞあるゞあまゝこ

さい〜

才

ゝうきゝてうちやつまこゝくるいろ〜ふきゝうゝ
ゝうゝもあまあゝくゝさゝゝうゝちげづれゝゝれゝふゝゝて

上妻子及四位五位妻子並聽服類芳也とゝてゝるも妻のゝゝゝこを
妻子といゝゝり 鈴 妻をゝゝて妻子といふこと庶人の俗語ゝもゝゝゝり

くゝつをゝ〜と云〜ゝゝこゝゝんゝゝゝ物ハ待ゝゝゝる

日 細 花武紀ゞ詞ゞ女を武を
ゝゝゝゝ武ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝれく

ハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

縁のひく所もはらとなるべしといふさまで、ヒグハ相なる男の我あり、ふつきてハ俗あるよきふりてといふなひとり、宿世ハ例のはぐきぐさ紀自然の理をいふ作るめれば、ありとなられバのちなかり、めれどといふなをつくべし、をのこもあれど子細あれのとハをのこハ男子をもいふ俗のはゐ一つとりなるさの辞ふく、女もあれど男をつくるくらゐ出てしもと以るく子細ハ字のごとくこれやらあるさなるまバ子細あれハちまやりあるべし大やうあるさあり、かくく上文の詞どもようたぐげて解んよ、才学ある女を妻とてハ無学の夫なるまゝろあんるもひあどゐてまゝ対

〇妻ふ対してもづうきやうゐもんて作りきをあるきぐふかくのごとしまして君ちの上ふきけくめよハさるオ学ゞてする坂ゐをまうげく作るハしゐんといあさふてもべて女とゐぶめのハ出ゞおつうしさをのこうてめづべきあるふさハあくく才学のもくこうなるハ我妻といとんゐもがやうしくんおうくものこ紀まゞでも赤くゞゞ紀後し紀着ハ中妻の才学ふて分を立てるすおどなれたゐしもいしぬを君ちこちハさる後ゐせんくハ他ふいくしもおられべけまバなつうしかべを女のさいあくてあるくふちくこうふ才学ある後見ハ作ふちもありんまゞなつうしくらくこうれをてかくんゐハめといまきを含めうるくこハくしくふふくゐくりと君ゐる後ハなをまゞでも上文よりつづけるる後の続ふくさるさとハゆゆるくさてくるかしくちをしくとをりるしふつけてかつハゐんづもいとゆるる右世の因縁とゐのゐのようひうこ赤もありと君ゆまバ赤ゐくゐるゐひゞふすまバ男ゐゞ何のむつうしきゞ子細もあく大やうふ中すむゐのハなしくといふさこゐゞんふつれすゞせのひくうこ作るゐまバとハ右縁ひうてきふりるといふさあうそハ氣ふいしも即右世の因縁ふひうくふまバ赤ゐくゐつれまゞをのこうくとハいつるしかくしくく君ゐ附ハ大うこ中もあくゆゐる。やくかるハ作ひゞとゐやあん

さるのわるくちをこめ紀て

同 玉 俳優め紀る新をしてこ西宮

記ふ右近衛内藏冨継長尾末継善散楽合人大咲嗚呼者也沼よをうくさとこうくくうるゐ為こといるハひゞこと、こめゞくを沼ゐもゐうくくく釈鬼のゐうくハ鬼めゐこくをとこめ紀てハをこゐる紀をくてくをこハ今ふゐかアホウゐゞふあるれゐ

ごく神ちの草茶

才 卅八丁 拾 後拾遺 俳諧ふひるくひて作るくいまハ考もうせぬくんとゐひて人のおとふまうくくくふなゞてゐの作るふや七月七日ふひたうくくる皇太后宮陸奥男ゐかれよる北衣をゐゞくハかくくく

小竹の中ふすむ蟹のごとゐ物ある所ふ小竹蟹といふ説も出来ぬる所笑ふべし
蟹と蟹といふでう同じうんめ〜足の八つあるをもていふといふで蟹ぬるべしと
かの所〜をう〜日本紀の泥字ハポホのこ用ゐて二ヨハあ〜ざるこやさてこふさ〜ぐふを郎て
蜘蛛の字とこ〜こる八山をあ〜ひき奈良をあをふよ〜といふ歌まて松風をかおふ海〜
ていふこ字詞の例なり

つまよもぐさをもて　四十丁　釈　或抄ふらの下ふ朋のふ物ひいうげども
ちこまひびなせとといふ詞ある年あるは

むげふちぐびいてぐび

いとり紙までもかげどもとある所今あ〜云のさたら
あ〜ねバ諸本の出処知紀ふまぐり後人考へく定むべし

〜とのうん　日ウ　玉　学問のすぐをく

すこ〜もかどあ〜ん人の耳ふも見ふも

とものこと所こ〜

日　玉　かどあ〜んまて切べ〜まて〜学問とでハきひどもすこも
うどの〜ん女八世のくれ耳ふとものくれ耳ふとものこ所ぎハおのづから〜おのづから
るべきことふてめづ〜〜〜ねバこれふ字ぶりほ〜〜ぐりほ〜〜ぐとのさこかどあ
らん人のとづけて見るハとろ〜かどあ〜んハ世女のすみて人ハ世の人く　釈　このふ樣の説ハ
初ごとこまづおふやけとこ〜ふつけく云〜こと所ゐを学問のすぐとん〜ぐこるハいふどや
三史文所のこ〜こといひこるこて学問のこのあをこ〜ハ世ふ所ゐるのの公私ふつけてとあをバこで
公私のすふつけ〜る世の中ある所ふ海ふ〜　そこめふ学問ぶてすこ〜このあを殺ある所と先
いひく次ふ世間のこのを初ゐ所するけふ〜こさを以ゐるふておのづから〜よ〜ふあをこ〜ゐるをや安あっよ
かどあ〜ん人のとゐるかどをふと学問のこのとこひ〜こひこさぐらをこ〜ゐるよりかく八解まて人才学を
うどく八とあをまでかぐ〜いふ所八才智の字をいひざんと音ふていふ所八学才のすをさ所ゐあれ

ぞさハせんぐこ〜さて所るまふハこ〜といふハ学問ぶてと字ちうぐほと二つのすをうけて
いるこかどあ〜んふて切べ〜といをまてこれど切てハ・あ〜んとあるぺんの辞こてのハ所ゐすこも
弁へぐこ〜なるこよこ〜あぢらひて初べ〜さて又微月おふおいやけ私けるふつけて態と
男ひ学をねども又どゐ〜人の耳をとぐめ目をとぐひるおどめすの女のちこぐふも見松
こ多ろ〜べ〜さやこ〜ふあり〜こて又女文字をまこ〜ふふうにおどせんハ行〜ろ〜んとこ〜といふハ
耳ふも見ふもとまるすの見ふ
いこんろ〜ふとある法の塾ふかるひぐ〜くさるまふといふもつにあ〜かどあ〜ん人とハ
女といこんろ〜ふといふ女をさ〜こ〜ろふて女女ふすこ〜オ智あ〜バ世間大小のすふつきく
耳ふも見ふもとまるすの見松
こ多ろ〜べ〜といふさあるこや

六月のよもぎと名づくる人の　四十二丁　釈　五小梯ふこ月を消息文かくすをいふこや

うふ新まてこるハいぐ消息ぶこのすハさるまぐ
こハすぐふひここのあをやこなる〜ふ〜ぶとんあり〜こ〜こと許ぐをころ〜こまバこれよ
ゆこハ公よみふかこるここのまちこさをいふこ海ふ〜ふふまこ〜れとハ我ハ公よみふ
こひかこれるやこ公ふやぐて新月のまつこれてこ海ふ〜ふまふぐつにあにふるまひこするをいふこなこ
やぐてといふ詞よ公をつくべ〜紙こをやぐてとハ公よみくこ公ひこをこふふてこのまく消息み
も公ふまちつこ〜こといこれこるハ字のすぐいこく生ぐこ人の公よまつこ月まことあるぐ消息
ぶここの公よまちつれこハいこぐ字ぐきかくこひこ〜ぐこ〜れこるふふよみこけこるこ所こるをも
消息ぶ〜ふ公をこみてやること泣ここれここちこよみこけこいふハここひ消息ぶこの中ふ
めきこやるふもあを公のすぐハこぐ
よみこけこる字のこなるあこや

○帯余尺

五月のせち

月　花　五月五日の節天皇あやめのかづ〜をかけこひて武徳殿ふ

行幸あり内弁外弁多節會のごとし宮内省献菖蒲内侍藏人
鑽命婦を辯官に賜ふ三献をすゝめ六府騎射の事あり云々

をしらすの

旧 拾 たゝふのあやめハ菖蒲より出てうつくしきもの
ふりしくゝとてありそのもとにしるしぬるゝあれば汝ハ
緣をうけて洗きるゝふいへ出ぬ流れしぬをえるゝ
ゝハ堀江にあるものを引ていあるゝまて江ハ洗ゝしぬ
とせと図約ふて通ずるゝ兄をせともえとも
らぬ根ハふるき根するゝこゝ上のあやめ
ゝもよみかくるハ菜ゝ丸くるゝ緣ゆゝ
ぬといふ畧語ふてこゝハあやめの長き根
といひくるなれバ見ぬことゝ
ゝ根ゝ
ゝ
ゝ

まうるといそせ行うるまこばせうそうるよみくもうこそ君こそハ一数めぐりの沖ときみあふ
けうくとれめくこぐふらん　江次第抄云天一巳酉至甲寅六日在艮方乙卯至己未
五日在卯方庚申至乙丑六日在巽方丙寅至庚午五日在午方辛未至丙子六日
在坤方丁丑至辛巳五日在酉方壬午至丁亥六日在乾方戊子至壬辰五日在子
方癸巳至戊申十六日在天上在天上之時向乾維之為秘事　新中央よりつ沖ー
なるまこぐ中神ともいふ　巡行の時見を沖てあるふ中神と云といふもいふそやし

きのうみふてもろくつうまつる人

同　新紀伊守ハ源氏のあるくとあるいはいろくへハ平あふ法ふるを
家人といふハ諸氏おていふ名こ今を考るふ職事の親王よハ一品以下四品以上皆文学家令
扶書史等ひう今源氏枕ヨハおをもども別勅よく親王の下大臣の上日産するどど
の半なれバ文学以下を別ひるべきう拾まバそまこぐ中よう井拱よあひて昇進して
国守ともあるるべくしまあくとも女房あどのよくこて名簿まあくをてあ米の枝ほて
終ふ官ふ仕るもあるべくあるくとさぐむるハおぐつうあ　ろく　釈中ごろ唐國の制度を
摸さまこ時ハろぐ彼国ぶうふあをこれくばぐ君臣のるふもさバうりろちえんまたあら
ぎわうん我国の上古ぢさ四又今世のさ四をめてんるべきふあくまこ今條ふ記されこる
学もや拔世とありてハさあうくふ行を生こるるのこあもひうねバひこぶるふそれをもて
いよべうくぎこの一條院天皇の沖世れころハ地下の安人あどハ大うこ権勢あるあくふ私よ
ぢうくてこの労をめてあやけふつうまつるくさいひとして官位をも給りこ為るこ多
この紀伊守もさるくまて国ちよハありあぐうふ源氏君ふ心よ世ぢうまつるくあるべく
中陸ちよ紀伊ちふ入りあどしてとひ生バころハ者く上京せ世ぢあくぐうこふあくふ朝廷あり

さぐあまくる文学あどのさ四とハやまぎ
今俗かちよ出入のおとりつべきさ四とかも

さいあるだのいそぐさありく　四十五丁　鈴　拾遺　ウ

意四小式紀今ぬいくありてくあをくきんこゆるぶ
よくくくちびこあるぎあいそぐさて紀つうひもあ
例ありこゆるぎのいそぐさといひけるハ松河の紀ふハおりバ山しうれ
とハよあひんこをのこてて文みちのくけものぶりちずうそ紀けをのへの陸ぶどの影ひあう
さてこふ引る風俗ふよけうどハいもとさうるまも。ぶくよとある法旧泊どもふあぶふとせくまこ
さうるハまぢ紀といあるをんぢうひてさうこうら不法あ
又まぶれの小ぶあをこぶあとうるも誤之ダ重のハ
松河ふきバこぶあとうひくハあくぬてくふきうる

さうくとくて　四十六丁　細　オ

ありぶ頃いうわぶ紀夏もこのうぐさひとて下のうさるひ拔びきこ
さるあるべくしまうう待もいさびきさあまバさるふくて八不可叶　拾　日本紀ふ喧響の字をおと
あひとようあり　詞花集雑上よものびうる男のなりうるきぬをかくぐまくとてれくのけ
そまバよあるいづくぶ紀言をぬハるくもありうり
べく紙より火ひのあるくてふ紀ハ今の紙一重さうこるあり陸子のみとるるふやさこバ
いうふもすきうげるべきをひまくふれバとうへバ必古へ侶布ふどを表とくて紙の中へを
ちりこる陸子よてあくめ且次下ふものこれ中のひぐふ寺てこる小さうじの上ようの
くふんくまふけありさ四とあるてつくてさくじふるべくれどかくこうてる何の用ひれをふ

さうじれうみよりう　同　新陸子の上ようある

きぬのれとあひちう

○帯　余尺

ふさ〳〵ひきてるなげ〳〵の上ふ透てる所あるよりゆ火ゆげハんゆるなるべ〳〵源氏をおじ
まさせる間のへぐてをうすれ紙〳〵てさまる今のあさうじのこゝてハをぢきふ行〳〵ば
釈 この説一わうゆいそれう物まどもこゝハ打紙あるべきゆや火とゆ〳〵るすさうげさうじ
のうみよりゆうるふとある語の孰ゆあつ紙障ふとハゆすぐあつきぢとゝてい透釈の漏る
とゆゝといどゆゆ上文ふ格子ハあげゝうつまど窠んゆ〳〵とむつゞゆておろ〳〵つまバとあ
まバなげ〳〵の上ゆゆ紙ゆるさゆゝもやゝぢ格子ふてゝるる障子よ女の釈れうつゆるゞ格子
の間よりゆゆてんゆるさとゆうゝうひま〳〵ゆゝれバとあるハさゆ釈のゆゆるゆふり
んゆるゆとおゞ〳〵てのぢ紙ゆへど障子の紙のふさんゆまて間障のあ紙よ〳〵されバゝてハ打
紙ゆへべ〳〵又次下ゆるハ上ゆるべ〳〵ゆゆあハ簀子の中れゞふゝてゝるゆ小障ゆのゆみよゆ
ゆのゆ紙んてゆくるゆゆるさゆをとゆある語の孰ゆをゆゆゆのふゝまハゆとよゆ簀ゆふて人ゆるゆゆ
ゆもゆ〳〵ゆバてゝゆう西の方へゆゆぬへぐてふゆゆりふふ障子をゝてまゝゆ〳〵めバさゞゆゆ
きゞ〳〵くさんぎるゞ紙ゆもゆ〳〵ゞゆゆつふ障よゝ〳〵もいへまゞバ上のあ紙さるゆもゆゝれゆう
物るを小障ふゝまをも紙よりのゞとゝて破まてゝゝる所のある穴ゆゞよゆうんゆるさ
とゆゝまゝてゝるハ上よりんてゆるといふ障紙ふゝゆふゆゞ破まてゝる穴ゆゞよゆうんゆるゝゆ〳〵バ
ゆゞその穴をいゝゞでハさとハゆゝぬゝゝ物るを用障子といゞども上よゆうあゝゝれんゆるゞゆゝ
ゆゞひきゝ障よハゝゝべくもゆ〳〵ゞゆゝとひゝゝともゝ上よゆうんんふハゆゆゝさよゆもゆゝくんゆゆべけ
まバひゝゝうにハいゝでゝうんんといゝれゝるハゆゝ〳〵ふいゝるゞゞゞひゝゝゝゝぬ障ゝを小障ゝとハ
いゝでゝゝいゝべきよゝ〳〵や又常ゞ障ゆの障よゆゆうゝゝとも簀子ゆゝゝてたゝゆゝ〳〵ゞゝ上ハむゆ紙
てゆるゞべきゝゆゆるをゆ上よゆうんんよハいゝゆゝくんゆゆべゝまゞバとゝゝゝまゝゝれど
彼ハ西ゞゆの格子をゝゝき上てきゝくゆゝまゝくんゆゆゆゝまゞバゝゆゝゝよゆゝゝゝんゆゆゆべゝまゝゆう

もゆ〳〵さゞまゞバゆのゞゆゞゆゞゆゝゝゝゝ

四十七丁 釈 万水一流本又一本あどふ此下ふとあり案ふさんどてあうしを写す脱
オ
してどりぐぞうりのこまるあるべし「さんぐ」ぞ行乙おとりハちるんうとあるべ半
のさきちふ
字母なるなり

いづまとういつま

日ウ 釈 此流いさしくちぎしりしさるハいづまち
いづまちとらびすふさるる拔下のゆを一つ
省さるふやとやへどさて八今ゆしぎちるあるぬさとあまつり又ゆゆを濁りてゆづま
ゆいづまといふさとすまバ今の俗云ふてハこともあくやゆまでかる所のゆを濁るも
雅云の例ふあしぐれバそれもいづくされバあるかりゆゆハばてよむべしいづまういづま
刻るといふさあるを下のなるといふ様を省きるる俗とゆべしゆゆハちゆて拔ゆさく

まうと

日 断 真人之古へハ皇子ふ氏賜へる八某真人といひて八等の姓ハ第一真人
第二朝臣と天武紀よりてしるを後ふ第五位ハ
源ふも朝臣の姓を賜へりさて後ふ此拔後の比とありてハかく紫つる人を称してゆ
後ふも用ゆるもう有ふハ同じ人をさして真人とも朝臣とも源氏乃のまひしおり
釈 いろ人ハ古へのの姓おりしを天武天皇の御ふ混じて八姓と定められしう
天平ふ朝臣ハ字ゆしれよりしれ有ふや後ふハこまをゆしを拔めいゆく
こしるさゆゆ史を後てあるべし藤原朝臣のあれをハ初しぎるべし朝臣ハ乃より後
字ゆれど朝臣のゆゆれ朝廷の臣といふゆゆごと乃ゆるうしふ拔のづうしそゆびさるるべし
さて又唐ぞ女の市制度より後八人の実名をいふまバ無礼きるとしまバかく姓を
うてゆしこともあるしふてされどゆるとハ天皇人の正しき姓をこそ後ふしんをこの比と
ありてはるゆも既ふ失せしぞ拔ゆとも拔ゆ
ともいふゆこゆるゆどうりのゆとあれうしこ

いづくふ

四十九丁 餘 孟子
ツ なるべし

附くまこ作のひとよぶたいづくふしをこうしといあしん此ふ拾遺恋ニよりてよみ人
しらずしぐさいせ集よりよみまちてあれつてありしぐくハいづくふ拔ゆゆもありぬべさるれ
後撰云曰菊ふ成国秋の国れかりてあぶしもまそるるうさづくいねをあるく作アまし
万葉集あふことのあれつてくるよなしくハいづくふねゆもありにるる拔 釈 孟津ふ引き
さるも数俗のこと引ゆゆハあしぐくで女と共ふ
寝ぬをいづくふしともいづくねともいへるあるう

なるべし

五十丁 餘 契沖云々良
ウ の考ふおまへち

くもらあしぬてまいさまなげしふもうあげしぐで掛の考ふこすばうひきして
なげしふおしうしてとも行う敬舎の中に上限と下限とあるて考上限の安居拔下
ふあげしを付る是こあげしの下とハ下限をいふ字拔おきこふあげしのうへふのげり
て扇うきて引よせこれるるるどよろく雅望考ふ和名抄本朝式云長押和名奈久久
之とあるこ源ふ空蟬記を十七ゆ祇王祇女をぞ
一出押蔵る廂ふもあるしもこうろく

ゆのちるべ

五十一丁 餘 ちるゆ
ウ 人ちるぞ ちるゆ

ちるぬ拔うあやなくるこれていくんおゆひ
のこてちるべうりるもの 拾 新 日ウ之

おくるおましふ

五十二丁 餘 ちる閑
オ 云ちるお

まるを母屋といふ説ハもろしし上ふ寝殿の東おゆてちるひゆゆさせてといひて後ち
ゆゆ女房どものゆ拔を考ちぎしぐしまふ母屋ふつどひさるるあるべしとあれ
で源めるましハ東西ふ二間あるろそれ二間のおくれまた新のおのうハちるたるるぞし
釈 此説よろしぐ紀を新釈一本ふひさしのおそうしれやうふいそまさるハるろし案ふ一本ハ
よぐかさあうあるるどの
説ふぞあるべき

かやうなるきちてきハとうて侍るあまし

五十二丁
ウ

○帯 余 尺

[桃] ふかぬ〜あるものよハ物るさりあれせぬ習ひのよう〜 [新] 既ふ夫定ア〜てハかく〜ハ〜べ〜ら
ぜてふ物のさぶ〜ハ〜ハ〜ら〜めハ〜べさふいと押さちのふハ凡下〜あなづりのふめれふり
と云ハ〜ら〜ら〜るいひぞまく [玉] かゆ〜ふ丈ある女ハ夫ある女とそのきふをさつることふて
こそ結ぶきといふく [釈] 既平ふ著る俗語ふいへるごとくきハといふハ俗の分際ばるふる
て引くる未格ふ者の詞ふ〜あさ〜ら〜ふ〜ハ〜〜ふ〜ふ〜ふ

て月の形をいふ字なるべし月やるをもつみけ新を地ようつまる新くといふハいろはやや
古今集ハ印やるとも印おもハ〜そぶ屋のかげさへ見ゆる秋夜の月といふ分をも此ふう
る新と立ていたそをあくる説あるふよまるふや彼もそも地おうつまる新をといふべき所ふ
あ〜ぶ〜ぶそのの形れこゆるを新くハいくるく勢て新といくるハ拗ようつまる成分くハいど
又ゆ拗をもをく遠ふんてもいくり 玉 ひろゆハ月のあるゆくきまるハきゆる〜新ハ
地おもあれ拗おもあれいくりてんゆる月のうげくゆる的のさなまくふくよいくるごとく
あるものく 釈 こゝハ新釈よろ〜小掃 新の説ハ拗いぐく
光をさまりてハ拗ようつる新をあるべ〜〜〜拗ぐなり

ぬるよなりぬ

五十九丁 オ

餘 細 ぬ〜ぶをあふつけてらなぐきゆん夜ふもんてぶぬる秋ゆ出ゆ
らびぐ〜ぬるよあ〜といくるれ万ゆ出ゆ出ゆ出てもきくへの枕をあれて妹と糸ぬる
よハあくて年ぞへゆるゆくゆ古人ゆ意一夜のうちふあひうんこゝをこゝろくくせ
るようひハ拗んくゆあ〜あぐをとひていくるふや 釈 此句奥入の海ふも引きてゆ拗
ふんるあ〜といへまどこの分あくてハ此所ハ解拗ぐしさまバ若あくく今拗ちくぬ
第ぶぐふゆ〜分とひべ〜ぶゆ 此拗ふいくり拗拗ふ引くるおゆふも古今もこふハうふぶび

あこ

六十丁 オ

拾 日本紀ふハぴふ濁音の字を用ゆれバあぐありあぐともいくりゆく
万葉十九大拗よまゆぐちぐぬきこの吾子をかくふゆへやるいくへ祈ちち
ゆハ光明皇后の伊ふて蘇ふ清河をさして吾子とのくまくり 釈 案ふ日本紀ふと
あゆゆを拗拗おもいくるぐゆく祈我紀の分に阿誤豫阿誤豫とあるゆあるべ〜ふ引ゆ
分のゆくゆ〜詞とゆ〜て吾子の字とハさ〜ふすぶぐ又あぐとあるハ
古事記伝の説ぐゆく 吾君 さればこまハひぶとこぶり拗ぶ〜

くびあしとて

餘 和名抄陸詞切韻云頸頭也頸居井反和名久比頸莖也とあり今の人頭をくびとのひ
頸をのどくいくりくふ誤ありゆく 釈 此説ふて保氏ゆハあゆくふ瘦てなまめひるる
姿伊勢物ハ拗〜〜〜ゆゆゆるゆゆゆるかゆち分

うぶあ〜ぬふせ屋よりふる云く

六十三丁 ウ

餘 袖中抄ふ勘国史云仁明天皇嘉和二年六月勅如聞東海東山両道河津之處或渡舟數少或橋梁不備由是貢調擔夫来集河邊累日經旬不得利渉云云宜毎河加増渡舟二艘其價重者須正税又造浮橋令得通行及建布施屋備干橋寄其造作之料共用救急稲云又云陽成天皇元慶四年云弘仁十二年國分寺尼法光為救百姓済度之難於越後國古志郡渡戸濵建布施屋施墾田四十餘町渡舟二艘令往還之人得其穏便而年代積久無人勞済屋宇破損田疇荒廃望請被充越後國傍五人永令預守云云 今按ずるふ伝説ふとの分ふふふせやとよ
別よりくとゆふ布施屋とく 新〜ふつくまるまてされバ伝説ふとの〜〜ふも此布
施屋をとゆとゆるゆや又後拾遺ゆ伝田家秋興の分に山田もるきくのふせやふ風ふけど
あぜづくひ〜てうづ〜おくのふ見ハ谷のあせ屋ゆのふせやあどいふ伊うとなずるふ信
濃の岐阻ふもうの布施屋あるふや又きてくのふ相近〜といくり 新 或説ふ或ハ各ひとう
ぐちくといひ或ハ伝ゆくとといくる二つあぐ〜〜委〜〜〜ぐ光ゆハ右の分成小ゆ〜て伝り
ゆふを女のゆくく分くハよみ〜ゆるゆ図ゆくふせやのちきぐのゆを河とせるふてきゆ〜
さまとを女をゆてをゆゆ〜をふハあ〜でかくよ〜〜ゆるぬくなゆべ〜河ふはすちちとある
ハよみくりてあるこのくあ〜ん光ゆふゆてゆ〜ゆゆ〜あバ上の河ふまぐゆゆまぐわゆくとハ
分ゆド此詞の拗分ゆゆ拗ゆを見くいくと文〜〜く移もいぐぐありてよめるをもゆ〜

釈 俗語ふりくる神事ハ岷江入楚ふもりきてこそ拾遺抄ハ岷江入楚ふもいきてこそ拾遺抄ハ岷江入楚ふもいきてこそ新釈の説ハ尋説ふりくる説の委しくしたものく拾遺抄ハ岷江入楚ふもいきてこそ

あ〜ぢふ神ふさこもあ〜でまぢこふあらくとあるハ元俗へくるさ句をあ〜いくるあるまバ又〜とハあくよくるくるを俗へくるくとハ凡るべきこさて又氏分の下句ハ源氏君のまくりまふをまち

つけ侍〜ぢして逆うれくるるをきあるとハいくるあくと

成人いくりあるふもいく〜ぢといくる俗名くバさもやあるべき

ゆくくちくふふせのくり

六十四丁オ 釈 このふ君ぶ事を所ちよ男色あるべくいくりくをあくふさいあくをあくあど五郎ふもふる紀代よりそのさ海これれ凡てくる中ふこの物語れ比小舎人童ぶどいひ〜

ものハ近き世武れまて童小姓あどいひくんものさすふあんれめる非楽分に大ふのちひさ小舎人むあ〜ぢひふハるあとりよるハさまてん拾遺集ふ山ぶ〜もかくて

くるくふつ今ちとねうぶ神色ぞ

あ〜紀あどあるを考へ今ちべ〜

○空蟬巻餘釋

さわげあ紀すぐくふて

三丁オ 湖師 今夜のさ句物るべ〜ぢとハ名ひちりまひあぐら出

ちあくうぐぎぬ姿まておさせ〜ぢどく光まのさ海あくぢ源氏とハ凡てぬやくふあてちくぢあり 新 夕負の

をちくふ紀をくくとあくまりかく考へらまてくるなくめどいくぐくこくハ出ぐ出ぢびありさふ

どのさまよあ〜で俗事あ紀さ句ふあてあて出あふさくりさわげあ紀と

いふ後ハやつをあどいふとく吳まてさあ〜ぬはまふあてあまてさだくりあり

ひとへぐさも

三丁オ 花 女房の装束ハ月ハ日よりひとへぐさもをさるあり ひとへ二つを

ひりりくさひくる物あり此時ハさくくひとへをきぢこ紀とハくう

ちきのすく濃さぢちよそふくるべ〜 河海ハ紅のもこ紀ともるまれくりいぐどふぐ俗りり

細 花 説可弦此あるべ〜 釈 秋釈ハもこ紀を紅といまれまでどいぐあり俗者云濃ハ此ちの

いと深く染くるふく今ま集紫とハそくるくこ紀ちくりくくりあ

くるくふあ〜紀朱を奪ふといくるくまくさ桜そ俗ハ此ぐぐちくるやのといへるやくの此ちをや

〜りくよ後ちぐ濃といあるふあるく赤ミ紀ふ沈ふていとあくり〜紀ものく新まのくせくく濃と

あるくれこのくるくりその俗ハ某の濃淡を某ちあどくとくりて物ちる例くこ〜此後のごとし

なくふ〜くあ〜んうへふきてく

日 新 こ紀あやのひとへぐさもハくもくて火ちくくもバ

てくり今くくまぐりぬこさて何ふりあ〜んとふ見てと云

ハくまハ小桂あるがくこのひとうすくくハこ紀ぐこ紀あるべ〜ふ桂あくるくハ下ふ凡ゆ 釈 伴雄

云こ紀ふやの単重あありどふ今ちさ〜くハこ紀をひひ何ふくあ〜んこくハこの

○空 余 尺

単重のうへなどうちうけて長くする物のかたちもとうけたるも一種あり〜をいへるくさの名なるを小袿
とさ〜くる秋歌の説もとう〜小袿を長くさんよハ袿下ある袿重のうへハ濃とも何とも知る
屋紀やくハあ〜ぞをやくハいと打とけるさまなるべ紀あやとんるべ紀あやといへり細流もこの説のごとく袿次うげふさぐうんん
ものふんえうくる文章のあやとんるべ紀あやといへり
えうくるぬおうくるをくられよ陸ふ屋〜作〜物形教を書すけていさで下よ長くる単重のうへハ
衣領袖口あどより見てふるもいけんゞ次ある彩霞萩ハあいゞ〜ふ長ありてとあまハ小袿を
さづまくく単重のうへ物ある袿へてもいさくハ見ふうとうもすぐき
ゆや又上ふ長くる物も小袿の形よ長ぐき物もあ〜くよびきひく小袿ありべとも定めて長くさんどき
でうういくんハあまうふうちくる紀ゞざるまバ
よゞ右ふ拳る紀世紀ゞとく見てくあるべ〜

のこうちぬ

同ウ 釈 白き羅の単重 二蓋の小袿あり 傳旋云彩霞萩のさくそく単重も
小袿もあざやくふんせくるハ白き羅よ二蓋のうへうつろひ色透うげ
と裏内ふくのくるふ物ふくんもとうふ文を利せくるくるくし〜萩ハ西の對よりうゞ今朝
くるくるくまづハ客人ふう故小袿も長くるあるべ〜空ハ上ふ長くる抱何物ともゆんえびいさくう
ものとけゞぬあるハあるゞ〜さびくるふやとのつう 細 二蓋あうふうくくもいあと同ゞうあうあう
長紀あのをを紀二色ふまて後ふ 花 こうちきハ唐衣を長くるあるべ〜朗云上の内よりうさ〜
抱ふうう

かどあるさふハのるまゞ

四十オ 餘 奏冲云源のふあるべ〜朗云上の内よりうさ〜
つけくいゞ〜くのまの〜ちづうめふ茅子地あゞ〜源のふ上下の物長まち
釈 この注本氏の説ゞとく〜源氏君のふあゞ〜草子地より評ゞくる説あり下のすく〜ふふく

きくうとあるも同ゞ 也源氏ハ脱文あゞ
あるべ〜中のまゞ出ハあ〜ゞとしとゆう

おくの人ゞ

同 花 此時源氏君のかのまゞ人ハ東のつ
まどより西ざ源ふんやう紀ゞ母屋
の抱ふそゞある人をゞ抱のゞあゞう今ひとりハ東へむきくるあるよのくうあくんゆ西のゆくさ
をいゞう東よりうんまゞ母屋のくゞ〜ゞ色にあくるは西へむ紀ゞれバうゞ紀くだうん
ゆゞ〜西ハおくのくふ、さゞむふ方をうくおくのくふ西のゆ方おくふ居紀色
どあ〜ハふんゆるハを いうゞえむきくるあなるべ〜 細 宗祇なり産敬れおくあるべ〜紀色の
義有不審 釈 細流のゞくくあるべ〜 さて此屏のすべてれやうを考ふまゞ〜ふひんゞ〜れ
紀ふ方をりて東ハ南のすくれ間より格子くくれのゞ〜さて入ぬとあるハ源氏君を東の妻戸あ
所ふ方をりおきくく小君ハ簾の間より南の方より格子をくくれあけ世くくあるゞ紀格子ハ簾の
間の南ゞ格子のゞとくあれゞ下文のゞ抱をゞふ東庇のゞ〜ゞ紀格子とあれゞうさるハ真ふ東より入ゞ
源氏君のうくを内よりうんとあれ紀べ〜ゞ紀ハ南の方よりうくるあゞ紀さて次ふやを〜あゆ〜いゞて
すくれのゞ〜ゞ紀ハ南の方よりうくるあゞ紀さて次ふやを〜あゆ〜いゞて
とあの間ふ入のゞ人ゞ紀ふ者ハ格子をゞ〜ゞ紀て次ふこの入るゞ〜ハまゞ
さくゞ移ゞとゆうハ小君ゞ入るゞ東庇の簡乃格子をゞ紀て次ふ西ゞ母ふんとゆ〜ゞあり
細流ふ者ふくこの方よりすぐゞ〜ゞ紀ゞ抱ふんとゆ〜ゞあり
そゞ紀べくゞ人とあるハ中陸の抱ふ側ゞ倚て西へ射ひくゞ〜ゞ紀ゞ中柱ハ母屋のふれ長押ある所の
抱ふて母屋と小庇との界なるべ〜碁盤ハその内ふすゞるゞ紀べ〜 碁盤氏ハ庇の方ゞ紀べ〜とゆう
抱考ふべ〜さて帝ハ考ふ〜ゞ紀より出ゞる泉ふのゞ紀ゞて酒のむとゆ〜ハこの中ふ波殿の戸
口よりゞ紀ゞ人ゞ〜とある所と守ゞ紀ハ東ゞ紀ゞてよりつゞ紀ゞる波殿ゞ〜ゞ紀ゞ紀ゞ紀

中河の家北園

ソカミノ家ノサマ大器如此サレドナホサマ〳〵ノ作ソザニモアルベケレバ強テカカハリ泥ムベカラズ且コノ本文ニ用アルコトヲミ記シタレバ漏タルハイト多キヲ其ハ准ヘテ考ヘ知ルベシ

○如此圖ノ中ニ黒ニテイロ假字ノ部ニタルハ空欄巻ノ詞ヲ本文ニアハセテ考フベシ

○如此圖中ニ二三ノ數ヲ朱ニテ記シタルハ帯木巻ノ詞

あるこふんのけそうをうるさやかくらよんとのひ又女君はこぞうの
ぢくどぐらすぢうひるかどぶそふしるべたとあるべくぬありつせくはりつよ京師の居る新
すれたち母屋ふてを絵ふ對の屋あどうてそうよ彩霞萩をすむじさ海くかくしてうる附に
母屋の奥は東南かく西北々端あるべしかき帝師を奏めんとはいるたより紫院の宋を長
源氏のかとくかくひやわてあげつくひふ図を作りくおこをしれめかくて八幡やをげか
まバ右ふを図をさあぐく奉て初そのんよ示を帝まのさ海をもはのでふ記しまこバ合せ
尺くたくさを
きるべく

きくみひろげてふに

六丁 細 屏風あるべし次の何ほんとり 拾今按
ウ まで廣げれあつさをもびてくろぐふに
ふれたくみひろげぷあとをくんをひろげでと写し俱るれそのゆをハ風吹とれせといちど廣
げさる屏風もくむべきとくくと文きくみさる屏風をたくみとりめべくぐで又どぶくをく
初て次あるたくさに屏風をひろげでといくる帝まをせり 新 海ふ火ある方をさんんよ侍ある
くさへ屏風をきくみよせく所をひろくしきて人くもづきくて侍和ちおきて次あるくさへ屏風
引紗ろぶて入まなる 玉 屏風をくさいくへたくよせて帝ノ和伏ひろくすると又ひろげくさ風の
吹とれにぐきなをひろくするさふてもるべし人ある方ふくつるくといる源ハひろくとんくさで源氏君
の今のみべきなをあくんくあく拾遺ふくくといくるをき帝
ありとい帝でどいくで下ふ屏風をひろげてといくるをき帝
今のうまぐりく伊産とりのりの八今れ帝のでくれのるべし物語ぶくふ帝とふるをりんこれ
かのくて考るふ皆うすれのとるくるさていくくへの家居ハくふ板まてくりて生ふくふすれ帝
をちさていめる附ハ別ふ床あど侍おくるのなるビちくぐくをを風の吹とれさんくあるゆまて帝をを
おひろぐるあビ後世の帝をんくるさふていくの解帝ぜれ古の帝れ今のうまぐりとよ物ある年ハ

別ふいくり 釈 伴雄云作語の解いまぐ尺くびいくくハよろし
伊産といふハ今の帝れでれ抽とといくくふるくくふ字京帖とく
皇伊産ハおまくふく生く人客人の玉る附ふ家設る座あるゆあるふく必くもま
まろ行るのあくねどまぐ帝をを表てその上ふ褥褥あどをちれて座とまる所ふうちまるせて
帝をを伊産とくひあくくくくく○産道紫ふ古の伝どもれ中ハ俗語ふ帝くくすぐりあり
いくくを勝くりとをべし物の説北次ふ帝くのうすれ物ふるふくの伝どもいと多く若くさいしど
くくくて今ハ皆まぶくろ中まるくれるべし伊産氏の弁へくるぶ中又風の
吹とれるんくあくくて帝をを中ひろげくくくくくといくくもいぐ帝をひろげくくくも風のゆとれ
べくくくとくくろハなし風吹とふせといくくるハくちくふ寝くるをを人ふ類ハせでとていくくまぐ
ふて帝くの中くるれあぐくくぬくくあくをやくくて又くまくを屏風とれくれる伝どもハくくべく
ひぐくくくくふ屏風ともいくべくくくてゆくくくくく

母屋一間ニ御ぐしをいつく母屋と寝殿と床一段さがりたり
庇の間ハ低し　ちぢ押を堰とかこまいうへの女作のさまあり
十二丁 餘 ハ海十ぐろ川いせをのあてなれすて給ふ事ありとかやこゝろこん後撰恋三伊尹朝臣
ウ　集ハ　そぐ　ものいとあり　男ちかあるまぢ　ものとせり　河海ふ女のかとふさぬをぬぎかけたく
とかよつゝをたゝとてとゝこの
そゝぐたゝてよくゆゝそゝり

いせをのあまあ

うつきみのさよ新く家の

十二丁 玉 物ぐさのの拾遺
ウ　よこの歌今篇伊

物集ハありといふ古本ハあるゝふゝや今考ふあゝとゝ一うつせゝをおのゝよゝゝの
ゝぐゝばゝゝゝ

ゑのうてれも

同ウ 餘 伊きんよりゑのうてれもハきむでゝちげきるちゆもふきうてゝ
きて移め山欲六帳きえいむでゝの紙まるくぼりきてゝん中ふ

とせうりきハ万葉集おそ十一ふゑきるるおふも
何せん八きむでゝ覆小屋毛妹與居者

きりうげぐつ拍

同 河 紫明抄ふ公
良之位ゑ説ゑと

とて秘事げふいひゝれどもあゑぐち紙ゝぐるう大嘗會のきとゝやといふ物ゑ今陣座
のゑふきをゝう裏ゑ云へいのゑゆひを切りけてきるゑ俗ふへいのゑゆひをきりけといふ

巴めゝません而を拔ふてゆりてめふちゑう大裏ゑぐふもゆりがんぎゑどのやゝふ拔ゑく
きるゑゆう 餘 字治拾きて水干のあやしげゆりるゑがほゝろびゝえよゝるをきりゆの

上ゆりゑげゝてゝく更科日記よ寅ちゝくゑりてゑづゝふりてゝゑゆきりうけとふ拔
きるゝくゝゆう丈六の佛ゆいまぐゑゝぐゝりふれいするゑがほゝだうう見やゝれゝう大和物語

此方遥坊ゑゝるゑ而のまゝふきりうけをゑんきをさせるゝゝぐゝうゝぐゝふ
ゑきゝけけるゑ離する而よ拔をめんとうぐゝすゝてふちぼてゝ拔のやゝうふせゑゝ

ずゐじん

二ウ
オ

釈 隨身ハ字のごとく身ふ隨ふといふ義ゝ執政大臣きゝ左右大將ゑどの召使ひまふ武士
を隨身といふすゝて庁ぎゑの伊制度のゆふハやんゝゝゑゆゝ人も文官ゆて兵器ゑど帶まうひバ
路次の警固ゆ為ゑどふ衛府の武士を賜ふゝゝをゝを兵杖を給ふといふゝて執政大臣ゑと
よりまるまるゝ近衛の大中將ゑゝハりとよりゝ共府をゆりまゝへバ隨身を召使ひまふゝさて
隨身ハ太刀を帶び弓箭をとりて
先駆ふゝて非常をまもるゝ

こゝろあてふゝ

四ウ 新 ゆゝあてふ源氏ゆて
おりけらんとおゞゆるハ

ゝゝろもゝとゝゑるゆ良ゑきバとゝゝさて近ゑハ次の間ふいゝふゆえゝむゑどいひゝゝふと云且
夕新上の紙かくゝゝゆゝるゝとすゝき女ともゝゝて夕新のかきゝゑるべゝ

あゝてゝゝふゆゑづきゝゝきバとゝゝハ女房ふハゆゝゝゝとゝゑゆゆ 釈 此半日清ゆゆゝゝゝゝ
海ゝゝれゝゝゝと泥江入ゝゝふ委ゝゝゝゝ

名々事被尋仰 少納言良資入道常宗常宗注進五國其時被散御不審々々沉事
若以源氏物語之説可定一國之由思召處今度申文望諸國揚名々々云々仰之御下
審出来云々或古人物語云圓明寺関白見物賀茂祭之時山城々渡之由人々称
之圓明寺殿被仰云揚名々渡被仰人々聞之其後諸使等渡六路之時又同揚
名々渡被仰了揚名々々秘事也而無左右山城々渡之時被仰出忽覚悟為令隠揚
名々事後々毎度被仰云々此時以来人々皆揚名々々知山城々事云々とあるの
揚名々々ハ山城々ハ限るべ〜源氏物語のハいづまとのゐとなめり〜右の諸国北野天満
宮物語ハ山城々々ばかりなるべ〜 已上紀氏 休庵云この
薩戒記の説のごと圓明寺関白賀茂祭を見物せられ時云〜と仰〜まてハ既ハこの説ハ
諸国の守々撰目ハ〜れ有名無実の職ハ〜く揚名あるをなり無例めあれ山城々ハ
いるめ〜くそうそきてとてつるをとれ給ひくあの様よいるめ〜くして渡まても揚名々々あれ
で詮なき事よとそうふハ慷慨と合こてゆ〜れ一時の間ハ物をその間ハよりわく
此時以来人々皆揚名々々知山城々事と記るハあさまし〜ハ〜とまと揚名々々の任国を
上野上総常陸近江ハ限まるよう〜記されるもいで何国ハても無実の職なるへんハ
揚名ハ名ハ為をや為をまゝ年山記聞ハ云〜とめるもあやく〜〜〜〜〜〜又云揚名ハ清原揚名
於白河とあるあるごふもとづきてなのこもきてハ有実職のごとくもの鄙の老ハ言ハ
よ〜を合こてつきこるなるべ〜頼業私記ハ故信西入道云揚名々々ハ正権之外々
也不預公廨云々とあるもてあきく〜〜〜〜〜〜

ゆひつけさせり古今ふ初こも帯のとつげさるこれ[illegible]
てゆゆ雑々記六帖あづまぢのたれさてあるひ[illegible]

ぞふをとこがはのうらく　九丁 国 ぞふとハ宇佐の源氏君ふ遊女をことわり
オ　つらつらぬ月とそひてつまさるたをことわり
とあぐせる詞く 釈 この説ハうろ〜こゝハけさるわくまて実体あ〜長者をかくこゞうく
ゞふハぞふ弟あゞ〜をこゞ年〜くんをづうきこゞとふさまて ぞふハふあゞ〜をこゞ年
〜紀をうけて
ぞふとゝるく

むすめをゞけるべきくんよりづけて　月 細 軒端萩をバそめ
立てかねふあそする

半あり 釈 第よさるべきくんとある法髪今既よかねふあ〜せてるさとハけさ〜さで強る
べきくんよ訳けて國へ下らんとするものゝことふ〜ちまれバくんふ[illegible]をごういとうつ〜ゆる
義人かねる[illegible]
つはさうとんべし

けよりふのあゞをもゆゞ[illegible]く　十丁 釈 この伊息所の伝歌
オ　の半ハ諸抄ふいをれる

ごとく 桐壺ふ十六まて方家ふ弟りあひて二十ふくあくまをりあふ三十ふてゞをふ又
くこのくをとゞ紙ひるとある八源氏君廿三の年あゞバくを〜八源氏君十七ゆ息所廿四あること
論あり 右ふ似ゞあるくとハいつこの桐壺ゞ紙ふつさて周防國岩國の家屋千邦がれとより
同ド里の春田四郎といふくんの考ありとていいおこせるをゞ[illegible]ふこゝふ書つくてハかの桐壺
よ申の財ふ内ゞまありるふゆ見所をこ〜ふのかゞあるつけても父おとゞのかゞあるふさう
ゞふ抄ゞ〜こゝろゞ〜ていつきありるひ〜ひゞうりさ抄ゞこゝろ〜
のこゝ紙ゞゞあゞまふゆゞさる十ていてこゝくとあるひ父おとゞのゞゞうあゞまゞゞふこゝ
とあるをゞあふゆ見所をつひよ八宇佐あるとあゞて古抄の伊紀ふありるひ〜ふゞべし

強るふ十いふて右ふ弟りあひてとあるハ源氏君九才の財ふあ〜ゞまバ朱雀院考ゞふ立
ゆひ〜後ゞ相壺ゞこよ源氏ゆつふ弟りあふ年の春一のみこ朱雀院考ゞふ立
あまバいゞくしあ〜ゞ抄春宮を辞〜ゆひあゞどき〜後ふゆゞ弟ゞあるひ〜ふ〜バ父おと
どのかきこうあゞたすゞふとあゞ〜くなゞこようあゞばいるゞやとのくわゞふかくいひつめく
ゞゞる財ハ作りぬ〜のあゞやまちよ似ゞうかやうのるゆハ作り抄後のなゞ〜ひまてゞさるゞ後ゞまで
ハゞ〜も源ゞくハ思ひ様へ〜れざり〜と見て〜てをかゞ〜いゞゞ〜ゞ年どゞ〜あまゞでゞてハ
大ゞこふゞ見るゞゞべ〜但かゞるゞゞをゞゞ見ゞれ

さぶ〜ひわ〜ハ　月 新 既ふ廊の方
ゞる春田氏のいゞつきハいとゞゞとゞゞゞべ〜　あまバ源氏の
を習幸のあるゞてをゞ〜せゞゞのとゞゞゞゞゞゞ〜めゞたるゞゞ〜ぬきのとゞゞゞゞゞゞ
とてゞゞゞとゞゞゞ〜んゞゞゞくゞんゆゞるとゞゞふゞゞゞゞゞゞ

人をよびかくとていふ詞なり〻〻 拾今拾ようびかくとていふ詞の説ハ説よりすぐれたる説なり詞もはのゞ詞とんて

その名あり宮居拾遺ふ地蔵菩薩を祢宜ところといひ花こそ拾ハはもはざりそれと

いふ詞を要後人猛ごとく花こそといふを女の名花〻〻とやきれるるのあり大和

拾遺ふも家のふやあり〻〻とあり 鮮 うつくあ拾よりくゞこてあてこそ恋拾遺れ

さゆ〻のよろこびよりおくゞこてこそけふはまさんへ〻〻こそ恋ぶふおくゞこそ

さわり後拾遺よくそさちといふも同じ詞とうもこそ拾遺よ及成詞ふおくゞこそ

き彩ゆおりしうへ此者の者よ必後こそ必拾へまりわ〻拾ふも

きこ〻のくあひこわ〻る紙とりせ拾るきバよ上京門拾よ拾るすきひこそとゆんやに

といひる拾遺よてよめる源氏法師ゆ者きくよりかひくもうゆるいふてハ

あゆぐろゆ〻ん法あ納ふふる者こそまゞ拾きこそん 釈 右の拾ども人のゆふけさ

るこそと辞のこそとまゞ人こる八ら 〻まゞこそ〻こそ八皆拾ゆ〻こそもこのきふて右近を

〻〻こそあり人ふ同ひはるみゆとゞそこのゆこそ八皆拾ゆ〻こそもこのきふて右近を

うゆて右近の君こそまゞ拾ゆ人ふ人ふ人こまゞとゆんを拾べゞ他の女房もあれど第一

よ右近をこそ拾るこきこそこそ拾ゆ人のへなり次の詞よ中拾後こそ拾ゆ〻こそも

かゞ〻きの拾こそこそといへるこそも拾遺ゞ〻ハふは拾ぬまゞきゞ拾ゆどゞこそいこそ拾ゆ〻こそ下ユ

少後こそきこゆ人やとあるも同じくこそハゆ人のへ拾こそ拾ゆこの下ふいひすこのやすゞを

つ拾ゆる人拾るを中拾ふやとふゞきを人こそよりこそ拾ゆ人ハ拾ゆこそ拾ゆ人ハやゞ〻激辞

とゆ拾ゆこそいふゆこそ拾ゆこそこそ拾ゆこそ拾ゆこそ拾ゆ

つぎ〳〵まことしもそでぬらしきのゆかづきやこゝの
ぬぎすて〳〵ふかくふかくいやまさりにけり

そゝんてゝろ　十四丁オ　釈一本ホ志ひてをもつのびてとある八半もあくやすしさわ孫まども
ありをりてもちびさくといへるもよろこ〳〵人とて八くハこの方ホのわつさて伝ゑをかうはせ
なゝんるのあるといふ所ハもづこの夕彩工ハ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ
こゝかの中方四君れまようゝてあるすのやすこゝ
をもふどちとおもハすさ四ホてゝ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ
るハ夕新ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ所ホ
源氏君ハホそらに相ちゝまさせそめんてとハいと
考るふ新中ホ人をもづあて新をかゝてかるひまてをやかゝてハるみ女のうげひくべさ
さ海ハあゝぞされバ物ひてといへるゝうのへるふ仏ゝうかゝむゝゝ中の情ある多ふられ
を妻〳〵くかんまハいと〳〵くゝむべき中ある中をもて次ふひもどの中ゝぐ〳〵それバ也ハの
ゝ〳〵つとそ者ゝまてるえんん人ハをつけてよゝ〳〵考さとるべ〳〵さてかくあやゆふゝさ
さもてるハ皆変化の仮をあゝハさんとて
ゆゆゆ

いつつ初ふ惟光ハ世間よりもてなさるゝ惟光をこゝにより
とゝくるハ[illegible]ふ[illegible]ハ朝の　それのあゝをこれハやく夕ゝ
本とやすて上ふ[illegible]ふ[illegible]ひもとく花ハとゝ[illegible]
ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]
あゝとのゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

おごり

なく[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

日ウ 玉 こゝまハ源氏君ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

よ〻も日すくなく人のうつるあるべきをいちづらく我名をいひてはてんとこそおもへ

むらさめにぬれぬとてこそ

ウ 仁 同 餘 汝 資仲卿

法皇共京極御休所同車渡御河原院觀覽山川形勢入夜月明令返下御車畳為御座共御休所令行房内之事殿中塗籠有人聞戸出来法皇令問給對云融候欲賜御休所法皇答云汝有生之時為臣下我為主上何ゝ恨アリテ出此言哉可退帰者霊物乍恐抱法皇御腰御休所半死失顔色御前近侍皆候中門外御声不可達只牛童頗近侍食御牛召件牛童令召人々差寄御車令彼乗御休所頗色無色不能起立令扶抱乗還御之後召浄蔵大法師令加持絶以蘇生云法皇依先世業行為日本國王雖去寶位神祇奉守護追退融霊了其戸面有打物跡守護神令追入之跡也又或人云法皇御簾中融霊参居檻邊云 釈 この物語ものがたりのいひ伝つたへ

半なるを見るにかくれたるすがたなるべし仏ぶつ菩提ぼだいのこころざしあるべし

菩提ぼだいのおこしをさしてかくもいはんとおぼしめしたてばなにのやうにかはるべきなり

法皇依先世業行為日本國王などいへるはつをさ僧どもの修行ぎょうなるなるべし

りっぱなことにふさわしきなるべしバ仏僧どもの融公の霊ふ詣でおどしまるふぞあるべきなる

歎のなをもかくあるべしバ

ウ 仁一丁 餘 拾遺集恋四 行きてんふいのちをなげてちらんいとやとこたへのいのちをなげてちらんいとやとこたへのこの上句なほ仏ぶつ

オ

神事なるほど

北五丁 園 延喜式神祇三云凡觸穢悪事恐忌者人死限三十日始葬日又云觸死葬之人雖非神事月不得参署諸司并諸衛陣及侍従所等かれバ九月の神事をもてのがれて今より内ふ参ぞるよりされど神事なるほどはうくてふ文まをもちひもちもん

えびすの石清水の八月十五夜のあるをいつるを八月は神事なきゆゑなるべし

かくてあとあはせまゐらせ

日

玉 甫 ウ 基云小樽いとぐこのうくつかはかぐげあるおろかなうるあり伊勢物語よむりをとこ女いとかりそうそうそう

川のあ　のくるをあゝひて　四十二丁 拾 敏定無日於是 オ 江瀬中江月三諸岳激水而盟曰

ぶくいと

あゝて八清水の流れをあせんとてまをあゝひるゝねする附くるを洗ふすハ今の人もさるゝふく伝のものもの　奏沖の拙ふハかゝ無用のものとゝくあり

くろゝうして　四十二丁 河 清お納云拙子ゝ　オ　光彩後成ゝ中後ゝて拙後の句を切奏をさゝるゝ時ゝゝよ

いゝうてまどおさへゝ右近初参の時分旦又隠密ゝゝ見服もゝるべゝゝゝとキされゝゝふい
お納云枕草子ゝもありとゝくすゝこてあをさされゝゝ此ゝまゝゝゝゝ服の公をゝゝる紅
ありとゝゝゝさしいとゝゝハゝまゝゝお通の字ゝ通用つゝのゝゝたゝゝハゝゝゝゝまてゝゝまゝゝ
ゝゝ　明 花説ふくりと肥てゝまゝさんとゝゝゝ　新 服の男ゝとゝふことゝとりゝゝ主の同ゝ
くいゝゝゝゝゝ服ゝゝゝハ初参を御ゝゝゝ拙ふゝゝゝゝゝ

時すも　べきさそれをおげ〜出でるべ〜ぬ　おこよ鶴の沼　あふみ〜石
〜紀海部　ひりかやうゝるんをやりてそれば　紀あさ　釈後よ　流い　ろ〜ふの行え
ひらゝ〜きひがとくおふ集をるろ　ひとる　俗歌ふ　ろ〜ふ領ぞ　を助て　屋百のすをおもバせるいと　巧あり

たての出れ方　月〜一人のやさとるりあ〜ゑるまバあるるさへもめづ〜紀　るひ　ゑとえ〜
月あるろ　諸抄ふ　ふをひらぶとすまとるるや　釈かえく用みろりとのハ日ろ紀のひさ　ゑあろ

あるろこのふ　ふ　ハさの　似るるも　ゑろるをとひぶまも　ゑ　ふひよりゑ　ろとへさろとせん
いとあぶ紀ゑ　け　抽　似ゑ　ゑ　ふ他の　ふを　似ろ　ゑ　ゑ　ゑ

むすび風　とくみまん日までゐ古今集五にすくきまてそこよりそ　〜ゐをまゐく
人をむすびまゐそのあどらいくまをむすびく男女のあくらゐよすぐとせるこゐ
あゐくこんてさか後せ緒結びとく紐のゆまへあるあゐうよりしてむすびつくてあき
逸用者　しらてもさるんゐくこてこと系あるくかひてむすび屋さわとのくるあるべ〜
釈　未彩まとづ〜ひまあをとゐぬしすをくごとでいくるゐうゐいそれさゐ回はいさまでとん
きこ解結ふ結ぶとゐくすの紐どもを巻ていくるゐはさもあるべ〜そまゐどを結ぶ八男女ひこう
まよゐ行ゐこ世こんてゐる小て今もさるゐすするゐ〜八のむこもあり物まども引さる百紐ゐい
家系ゐる八階来の誓ひ小ヒ〜ヒぎとんてて今せゐ紐結びあどゐ八さ呉ゐうさゐ八上ま
引さるゐんどよもヒが世もこまを弟どゐあゐも京の名こ八第五ゐ世こ二ゐこゐ皇ゐの紀伊国
ゐて失さまんとこのひ〜時松枝を結びて結ぶ田花咲松がこを引結びまゐ見くあ〜ゐこ又
ゐうんんとゐこゐひ〜ゐどをゐひへ〜ゐ京のゐゐふよゐるも結ゐさ〜ゐこんこゐの物ゐふとこ〜
さ海ふゐせされ世ゐ八別ゐう伝世まいへゐ八ゐ〜ゐ武八なをゐ松ぶゐどいさすしま
ふいひゐけゐるのこ〜さてをゐまゐどを結ぶ世ゐ結ぶさゐふいゐ〜でこどのの
さどゐふゐ〜ねやゐふ引結びてゐくふゐ世てゐ結ぶとゐ八ゐこまびこれもゐ〜くゐ呉

なわ四篇を
ひろうつべ〜

うちとけで

日 拾 注 ゆ結ぶと解のもむひ〜ゐく。今物このほれゐろ
ゐうちとけてのでゐ〜ゐくゐ彩隠萩ふくべていゐ
ゐはのれさゐ〜ゐをゐ先のゐひ彩ゐ〜ゐ八人とゐふ字の
ゐのひゐ八保ゐり　餘　今ゐ乗ずゐふ彩流ゐてくゐゐのんでせとゐよ彩隠の萩をいつりゐこ
〜しゐゐひゐゐる人とゐ字隠をいひうとゐみゐつまゐ紀さものよと
ゐひのくゐく紐月師侯及箋の流八ての字を結て人とゐ萩をきゐてのくうとゐてゐく穂ゐ〜ゐ

四十九日

五十一丁オ　細　いづくゐまても河ゐよゐむべ〜　拾　拾遺ゐ巻ゐ浦和ゐ四十九日を音ゐ
隠彩ゐよゐある家もあまゐ口い音ゐくゐ〜ゐさゐあの次ゐいそく歳十よ
日とゐるをもゐをゐ行ゐりとゐあといへゐい八ゐ紐ゐ〜ゐ歳ゐうゐよりゐ〜八生ゐふさゐ〜ゐ
結ゐ家をかんゐふ出ゐくゐを尺ゐ〜いゐ〜ゐ河ゐよゐむべきゐ〜ゐ日七八日ゐ〜ゐも作ゐ八立

を用ゐてやゐゐん
四ゐ人ゐゐも四〜

彩文

日 河　清和天皇貞観九年十月勧学院南邊更建一院号延
命院乃日主上自製願文云々願文自作例是也　花重明
親王家室藤原氏四十九日願文後江相公朝綱書之見文粋生者必滅釋云
尊未免栴檀之烟桑盡哀来天人猶逢五衰之日　此願文之詞也云云

なのくゐ

なのくゐ云く

日ウ　新　ゐ八ゐゐゐ〜ゐ八ゐ〜ゐ
いゐ主ゐのゐ万ゐゐふゐゐ〜ゐ
うゐくゐの迴ゐ主八ゐ氏ゐ主ゐ〜ゐふゐくゐとゐ〜ゐ〜ゐ八ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ
ゐん世とゐうてゐのゐ主ゐ世ゐゐゐ夕彩ゐとゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ
て且解脱の門ゐ入ゐ〜ゐ彩ゐゐゐ氏ゐゐゐ〜ゐゐゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ
いゐれゐゐ八彩四注ゐすゐ〜ゐれゐゐゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ

九ちはくぐ法

五十三丁ウ　釈　男女ゐ〜ゐ伊ゐかといひ〜ゐ八ゐ後ゐ多ゐ〜ゐ
きゐゐい　ゐ八ゐゐゐゐゐ〜ゐ故院ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ〜ゐ
伊氏ゐ世四第の附く試ゐこの年ゐりゐぐゐゐふ八年の後ゐのゐれ世ゐ八伊紐の任四年
すゐ〜京へゐう又他国の守ゐゐて四年国八ゐゐゐて又常陸ゐふゐゐゐゐ八
さて常陸　仕六年ゐて上洛するゐ〜ゐ任国の改ゐゐ〜ゐ年ゐ延られゐゐなゐ

ぬかさ

[日] 和名抄云道祖風俗通云共工氏之子好遊故其死後以為祖和名佐倍乃加美亦云道神唐韻云禓音觴和名太無久乃加美道ノ神一云道神也古圖云ふ所の神ハ古事記日本紀等ニ伊弉諾尊生ませる所の神なり

ぬかさ

[日] 拾 [河] 猛恵ヨリ つ〜くあるとこのあとこの今ハとくさうぞくおどろ〜

五十四 [河] あかまんさ オ

ぬかさ

[日] 和名抄云道祖風俗通云共工氏之子好遊故其死後以為祖和名佐倍乃加美亦云道神唐韻云禓音觴和名太無久乃加美道ノ神一云道神也古圖云ふ所の神ハ古事記日本紀等ニ伊弉諾尊生ませる所の神なり

かんくさへ

五十五

なるものとも。ゆ〜師のみうちなるまてうけうける神師おくをやさし。孟津小引き
しるべ八は海よりくんてうるが俳諧よいへごとく教定女性集ノ今本かハてぞ家のさけ
俗りよ俗るを名人が例の暗記ばかりにみだりに書つけをへるあと
まやあるむかの拙ハさること他おも多くんてうこと指さるいへごと

【天爵】は氏者よ歳名年〜ん限りの女をさへうるほ〜むてよ名人のことをんハものをめら
なり小梅ゑハ名名誤〜まてうり 釈 此説ハ彩ごとくおりのりさるさあ〜ぶ名ゆんくさへ
どいそこでハ俗ふうのびさぶ名ん人さへとのひるハ
俳よりんてうるくのさあるゆ略〜を小梅語ホ俗〜ぶ